

報告第 4 2 号

平成 1 5 年 1 0 月 2 3 日承認

消防部会消防総務分科会の事務事業調整方針について

消防部会消防総務分科会の事務事業調整方針について別冊のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成 1 5 年 1 0 月 2 3 日提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

報告第42号

協 議 会 報 告 項 目

消 防 部 会

消防総務分科会 14-1

津 地 区 合 併 協 議 会

# 項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹事会確認日	備 考
		1回	2回	3回		
14 - 1 - 1	組織に関すること	5/22	9/18		10/2	協議会協議項目
14 - 1 - 2	消防章に関すること	5/1	5/22		5/22	
14 - 1 - 3	消防手帳に関すること	5/1	5/22		5/22	
14 - 1 - 4	人事に関すること	9/18			10/2	
14 - 1 - 5	階級に関すること	9/18			10/2	
14 - 1 - 6	勤務に関すること	9/18			10/2	
14 - 1 - 7	服務に関すること	9/18			10/2	
14 - 1 - 8	服制に関すること	5/1	5/22		5/22	
14 - 1 - 9	職員厚生に関すること	9/18			10/2	
14 - 1 - 10	表彰に関すること	9/18			10/2	
14 - 1 - 11	財務、予算等に関すること	9/18			10/2	
14 - 1 - 12	給与等に関すること	9/18			10/2	
14 - 1 - 13	負担金に関すること	5/1			5/8	
14 - 1 - 14	消防職員退職者積立基金に関すること	9/18			10/2	
14 - 1 - 15	文書関係に関すること	5/1			5/8	
14 - 1 - 16	専決に関すること	5/1	5/22		5/22	
14 - 1 - 17	公印に関すること	5/1	5/22		5/22	
14 - 1 - 18	各種会議、委員会に関すること	5/1			5/8	

## 項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹事会確認日	備 考
		1回	2回	3回		
14 - 1 - 19	消防職員委員会に関する事	5/1	5/22		5/22	
14 - 1 - 20	監察・巡視に関する事	5/1			5/8	
14 - 1 - 21	その他管理事務に関する事	5/1	5/22		5/22	
14 - 1 - 22	企画事務に関する事	5/1			5/8	
14 - 1 - 23	消防職員研修事業に関する事	5/1	5/22		5/22	
14 - 1 - 24	消防音楽隊事業等に関する事	5/1			5/8	
14 - 1 - 25	消防広報事業に関する事	5/1	5/22		5/22	
14 - 1 - 26	広報宣伝業務に関する事	5/1	5/22		5/22	
14 - 1 - 27	車両、装備に関する事	5/1	5/22		5/22	
14 - 1 - 28	事故防止に関する事	5/1	5/22		5/22	
14 - 1 - 29	災害時の支援活動に関する事	5/1			5/8	
14 - 1 - 30	市町村間における消防事務の事務委託に関する事	5/1			5/8	
14 - 1 - 31	火災の原因損害調査等に関する事	5/1			5/8	
14 - 1 - 32	火災即報等の作成に関する事	5/1			5/8	
14 - 1 - 33	火災統計書の作成に関する事	5/1			5/8	
14 - 1 - 34	圧縮アセチレンガス等の貯蔵取扱の届出に関する事	5/1			5/8	
14 - 1 - 35	液化石油ガスの保安に関する意見書交付についての調査等に関する事	5/1			5/8	
14 - 1 - 36	防火管理者資格取得講習会の開催に関する事	5/1			5/8	

## 項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹事会確認日	備 考
		1回	2回	3回		
14 - 1 - 37	防火管理者資格取得講習会の修了書の発行に関する事	5/1			5/8	
14 - 1 - 38	予防関係規程に関する事	5/1			5/8	
14 - 1 - 39	防火管理者の選(解)任等に関する事	5/1			5/8	
14 - 1 - 40	火災予防条例に関する各種届出の受理及び検査に関する処理に関する事	5/1			5/8	
14 - 1 - 41	市町村火災予防条例に基づく届出に関する事	5/1			5/8	
14 - 1 - 42	市町村婦人防火推進委員会の育成指導に関する事	5/1			5/8	
14 - 1 - 43	市町村幼年消防連合会の育成指導に関する事	5/1			5/8	
14 - 1 - 44	その他予防事務に関する事	5/1			5/8	
14 - 1 - 45	危険物製造所等の設置及び変更許可に関する事	5/1			5/8	
14 - 1 - 46	危険物製造所等の完成検査前検査に関する事	5/1			5/8	
14 - 1 - 47	危険物製造所等の完成検査に関する事	5/1			5/8	
14 - 1 - 48	危険物製造所等の仮使用承認に関する事	5/1			5/8	
14 - 1 - 49	指定数量以上の危険物の仮貯蔵又は仮取扱の承認に関する事	5/1			5/8	
14 - 1 - 50	危険物製造所等の予防規程の認可に関する事	5/1			5/8	
14 - 1 - 51	危険物製造所等に対する立入検査に関する事	5/1	5/22		5/22	
14 - 1 - 52	危険物製造所等に対する法令違反等の処理に関する事	5/1			5/8	
14 - 1 - 53	危険物災害等事故防止に関する広報活動の実施に関する事	5/1			5/8	
14 - 1 - 54	危険物の規制に関する規制及び市町村危険物の規制に基づく届出に関する事	5/1			5/8	

## 項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹事会確認日	備 考
		1回	2回	3回		
14 - 1 - 55	その他危険物事務に関すること	5/1			5/8	
14 - 1 - 56	建築物等の同意事務及び同意についての消防用設備等の設置指導等に関すること	5/1			5/8	
14 - 1 - 57	消防用設備等の着工届、設置届及び検査に関すること	5/1	5/22		5/22	
14 - 1 - 58	防火対象物に対する意見書交付についての調査等に関すること	5/1			5/8	
14 - 1 - 59	防火対象物に対する立入検査に関すること	5/1			5/8	
14 - 1 - 60	消防用設備等の点検結果報告に関すること	5/1			5/8	
14 - 1 - 61	防火対象物に対する火災予防措置命令等に関すること	5/1			5/8	
14 - 1 - 62	防災表示者認定申請事務及び検査に関すること	5/1			5/8	
14 - 1 - 63	防火対象物の表示・公表制度に関する表示マークの交付・不交付についての事務等に関すること	5/1			5/8	
14 - 1 - 64	救急活動業務に関すること	9/18			10/2	
14 - 1 - 65	救急救命士に関すること	9/18			10/2	
14 - 1 - 66	救急隊員の研修に関すること	5/1	5/22		5/22	
14 - 1 - 67	救急搬送証明事務に関すること	5/1			5/8	
14 - 1 - 68	救急・救助関係統計に関すること	5/1			5/8	
14 - 1 - 69	救急医療週間に関すること(救急フェアに関すること)	5/1	5/22		5/22	
14 - 1 - 70	救急医療情報案内及び統計業務に関すること	5/1			5/8	
14 - 1 - 71	救急講習会等の実施に関すること	5/1	5/22		5/22	
14 - 1 - 72	三師会に関すること	5/1	5/22		5/22	

## 項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹事会確認日	備 考
		1回	2回	3回		
14 - 1 - 73	津・久居地区救急医療対策協議会に関する事	5/1			5/8	
14 - 1 - 74	救急関連事務に関する事	5/1	5/22		5/22	
14 - 1 - 75	救助業務等に関する事	5/1			5/8	
14 - 1 - 76	救助活動業務に関する事	5/1			5/8	
14 - 1 - 77	伊勢湾北部中部地区海難救助連絡協議会に関する事	5/1			5/8	
14 - 1 - 78	開発行為に係る指導事務に関する事	5/1	5/22		5/22	
14 - 1 - 79	警防計画の策定及び災害現場の巡視、警戒に関する事	5/1	5/22		5/22	
14 - 1 - 80	市町村民消防隊関連事務に関する事	5/1			5/8	
14 - 1 - 81	三重県交通安全協会負担金に関する事	5/1			5/8	
14 - 1 - 82	三重県高速道路危険物運搬車両事故防止対策協議会に関する事	5/1			5/8	
14 - 1 - 83	三重県緊急消防援助隊に関する事	5/1			5/8	
14 - 1 - 84	三重県医療福祉情報ネットワーク協議会に関する事	5/1			5/8	
14 - 1 - 85	美里ホームランド及び久居市東部地区における災害発生時の応援出動に関する事	5/1			5/8	
14 - 1 - 86	航空自衛隊笠取山分屯基地の災害活動等の分担に関する協定について	5/1			5/8	
14 - 1 - 87	市町村広域ガス安全対策連絡協議会に関する事	5/1			5/8	
14 - 1 - 88	火災等の出動指令業務に関する事	5/1	5/22		5/22	
14 - 1 - 89	テレホンサービス運用業務に関する事	5/1	5/22		5/22	
14 - 1 - 90	火災等の災害時における通信統制業務に関する事	5/1	5/22		5/22	

# 項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹事会確認日	備 考
		1回	2回	3回		
14 - 1 - 91	火災警報の発令及び解除の関係機関への調整業務に関すること	5/1	5/22		5/22	
14 - 1 - 92	移動体による119番転送業務に関すること	5/1			5/8	
14 - 1 - 93	119番着信等統計業務に関すること	5/1	5/22		5/22	
14 - 1 - 94	各種通信機器の増設、更新等企画業務に関すること	5/1	5/22		5/22	
14 - 1 - 95	指令装置データ変更、更新等管理業務に関すること	5/1	5/22		5/22	
14 - 1 - 96	その他通信関連施設等の修理及び維持管理業務に関すること	5/1			5/8	
14 - 1 - 97	無線施設の修理及び維持管理業務に関すること	5/1			5/8	
14 - 1 - 98	有線施設の修理・維持管理業務に関すること	5/1			5/8	
14 - 1 - 99	機械器具の点検手入れ等に関すること	5/1	5/22		5/22	
14 - 1 - 100	訓練及び演習に関すること	5/1	5/22		5/22	
14 - 1 - 101	事業所、自治会等の各種団体を対象とした消防訓練、防火指導業務に関すること	5/1			5/8	
14 - 1 - 102	事業所、自治会等の各種団体を対象とした救急訓練指導業務に関すること	5/1			5/8	
14 - 1 - 103	消防救助訓練に関すること	5/1	5/22		5/22	
14 - 1 - 104	枯れ草及び空き家調査に関すること	5/1	5/22		5/22	
14 - 1 - 105	地域担当制による消防活動(SSA)に関すること	5/1			5/8	
14 - 1 - 106	その他災害活動業務に関すること	5/1			5/8	
14 - 1 - 107	消防庁舎用地の選定に関すること	9/18			10/2	
14 - 1 - 108	指令装置の統合、更新業務に関すること	5/1			5/8	



# 項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹事会確認日	備 考
		1回	2回	3回		
14 - 1 - 109	OA系装置の統合、更新等の業務に関する事	5/1			5/8	
14 - 1 - 110	有線施設の統合、更新等の業務に関する事	5/1			5/8	
14 - 1 - 111	無線施設の統合、更新等の業務に関する事	5/1			5/8	
14 - 1 - 112	無線施設のデジタル化移行業務に関する事	5/1			5/8	
14 - 1 - 113	その他通信関連施設の更新等の業務に関する事	5/1			5/8	
14 - 1 - 114	各消防施設の統廃合に関する事	9/18			10/2	
14 - 1 - 115	消防署の建替えに関する事	9/18			10/2	
14 - 1 - 116	議会に関する事	5/1			5/8	
14 - 1 - 117	組合議会に関する事	5/1			5/8	
14 - 1 - 118	監査委員に関する事	5/1			5/8	
14 - 1 - 119	公平委員会に関する事	5/1			5/8	
14 - 1 - 120	公告式条例に関する事	5/1			5/8	
14 - 1 - 121	消防団の組織に関する事	9/18			10/2	協議会協議項目
14 - 1 - 122	消防団の叙位、叙勲に関する事	6/5			6/19	
14 - 1 - 123	消防団の表彰に関する事	6/5			6/19	
14 - 1 - 124	消防団の福利厚生に関する事	6/5			6/19	
14 - 1 - 125	消防団の報酬、報償に関する事	9/18			10/2	協議会協議項目
14 - 1 - 126	消防団の啓発等に関する事	6/5			6/19	

# 項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹事会確認日	備 考
		1回	2回	3回		
14 - 1 - 127	消防団の教育訓練に関する事	9/18			10/2	
14 - 1 - 128	大規模訓練等に関する事	9/18			10/2	
14 - 1 - 129	水防訓練に関する事	9/18			10/2	
14 - 1 - 130	三重県消防協会中勢支会夏期訓練に関する事	6/5			6/19	
14 - 1 - 131	消防車輛購入事業に関する事	6/5			6/19	
14 - 1 - 132	保険に関する事	6/5			6/19	
14 - 1 - 133	旅費に関する事	9/18			10/2	
14 - 1 - 134	水防関連事務に関する事	6/5			6/19	
14 - 1 - 135	三重県消防協会中勢支会負担金に関する事	6/5			6/19	
14 - 1 - 136	三重県消防学校入校研修に関する事	6/5			6/19	
14 - 1 - 137	消防団関連事務に関する事	6/5			6/19	
14 - 1 - 138	一般住宅の防火診断業務に関する事	6/5			6/19	
14 - 1 - 139	火災予防運動の実施に関する事	6/5			6/19	
14 - 1 - 140	消火活動業務に関する事	6/5			6/19	
14 - 1 - 141	たき火及び煙火打ち上げに係る災害現場の巡視、警戒に関する事	6/5			6/19	
14 - 1 - 142	火災・災害時の対応に関する事	6/5			6/19	
14 - 1 - 143	消火栓に関する事	6/5			6/19	
14 - 1 - 144	消火栓使用負担金等に関する事	6/5			6/19	

# 項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹事会確認日	備 考
		1回	2回	3回		
14 - 1 - 145	消火栓設置工事負担金に関する事	6/5			6/19	
14 - 1 - 146	水利関連事務に関する事	6/5			6/19	
14 - 1 - 147	水利等の調査及び保全に関する事	6/5			6/19	
14 - 1 - 148	防火水槽に関する事	6/5			6/19	
14 - 1 - 149	高速自動車国道近畿自動車道関・伊勢線消防相互応援協定に関する事	6/5			6/19	
14 - 1 - 150	三重県内高速道路消防連絡協議会に関する事	6/5			6/19	
14 - 1 - 151	三重県内消防相互応援協定に関する事	6/5			6/19	
14 - 1 - 152	三重県防災ヘリコプター応援協定に関する事	6/5			6/19	
14 - 1 - 153	三重県防災ヘリコプター応援要請に関する事	6/5			6/19	
14 - 1 - 154	久居地区広域消防組合に関する事	6/5			6/19	
14 - 1 - 155	久居地区広域消防組合分担金に関する事	6/5			6/19	
14 - 1 - 156	県町村放送施設協会負担金に関する事	6/5			6/19	
14 - 1 - 157	消防団車庫敷地借り上げ負担金に関する事	6/5			6/19	
14 - 1 - 158	消防施設整備事業補助金等に関する事	6/5			6/19	
14 - 1 - 159	市町村補助金交付事業に関する事	6/5			6/19	
14 - 1 - 160	消防団幹部謝金に関する事	6/5			6/19	
14 - 1 - 161	消防相互応援協定に関する事	6/5			6/19	

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	消防部会	調整の内容	1. 2.新たに制度を制定する。(合併と同時に) 3.新たに制度を制定する。(合併と同時に)
関係項目		分科会	消防総務分科会		

区分	構成市町村の現況		調整の具体的内容
	津市	久居地区広域消防組合	
1 組織に関すること  協議会協議項目	<p>消防本部に関すること 津市消防本部および消防署の設置等に関する条例「津市消防本部の組織に関する規則」に基づく。                      名称 津市消防本部 位置 津市寿町14-20                      組織 消防総務課、予防課、消防救急課 通信指令室                      事務分掌について定める。                      消防長以下の職位と、充てる階級を定める。等</p> <p>別紙参照</p> <p>消防署に関すること 津市消防本部および消防署の設置等に関する条例「津市消防署の組織に関する訓令」に基づく。                      名称 津市中消防署 位置 津市寿町14-20                      組織 本署 - 中署                          分署 - 西分署、南分署                          分遣所 - 美里分遣所、香良洲分遣所、                                  安濃分遣所 (平成16年度完成予定)                      名称 津市北消防署 位置 津市栗真中山町816-2                      組織 本署 - 北署                          分署 - 河芸分署、芸濃分署                      それぞれの管轄区域を定める。                      事務分掌について定める。                      署長以下の職位と、充てる階級を定める。等                      消防行政担当区域に関すること                      消防行政担当区域制度実施要綱」を定めている。                      消防相談に関すること                      消防相談実施要綱」を定めている。</p>	<p>消防本部に関すること 久居地区広域消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例「久居地区広域消防組合消防本部組織に関する規則」に基づく。                      名称 久居地区広域消防組合消防本部                      位置 久居市明神町2276番地                      組織 総務課、警防課、通信指令室、予防課の事務分掌について定める。消防長以下の職位と、充てる階級を定める等。</p> <p>別紙参照</p> <p>消防署に関すること 久居地区広域消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例「久居地区広域消防組合消防署組織規程」に基づく。                      名称 久居地区広域消防組合久居消防署                      位置 久居市明神町2276番地                      名称 久居地区広域消防組合一志消防署                      位置 一志町大字田尻字上 /345番地の1                      名称 久居地区広域消防組合白山消防署                      位置 白山町大字川口字関の宮513番地の2                      名称 久居地区広域消防組合嬉野消防署                      位置 嬉野町大字権現前464番地の4                      名称 久居地区広域消防組合美杉消防署                      位置 美杉村奥津910番地の1                      組織 久居消防署西部出張所                      それぞれの管轄区域を定める。事務分掌について定める。署長以下の職員の職位と、充てる階級を定める。等</p>	
2 消防章に関すること	<p>消防章 津市消防章の告示」に基づく。 津市消防章の取扱いに関する訓令」に基づく。 消防章は制服、階級章、帽子等に使用している。</p>	<p>消防章 久居地区広域消防組合章」に基づく。 組合章は、冬服、アボロキャップ、防寒着等に使用している。</p>	
3 消防手帳に関すること	<p>消防手帳 津市消防本部消防吏員の身分を証明するために、消防手帳を貸与している。 手帳の取扱いについて、消防手帳取扱要綱」を定めている。 要綱で、手帳の制式、手帳の貸与等について定めている。</p>	<p>消防手帳 久居地区広域消防組合消防本部消防吏員の身分を証明するために、消防手帳を貸与している。 手帳の取扱いについて、久居地区広域消防組合消防手帳規則」で、手帳の制式、手帳の貸与等について定めている。</p>	

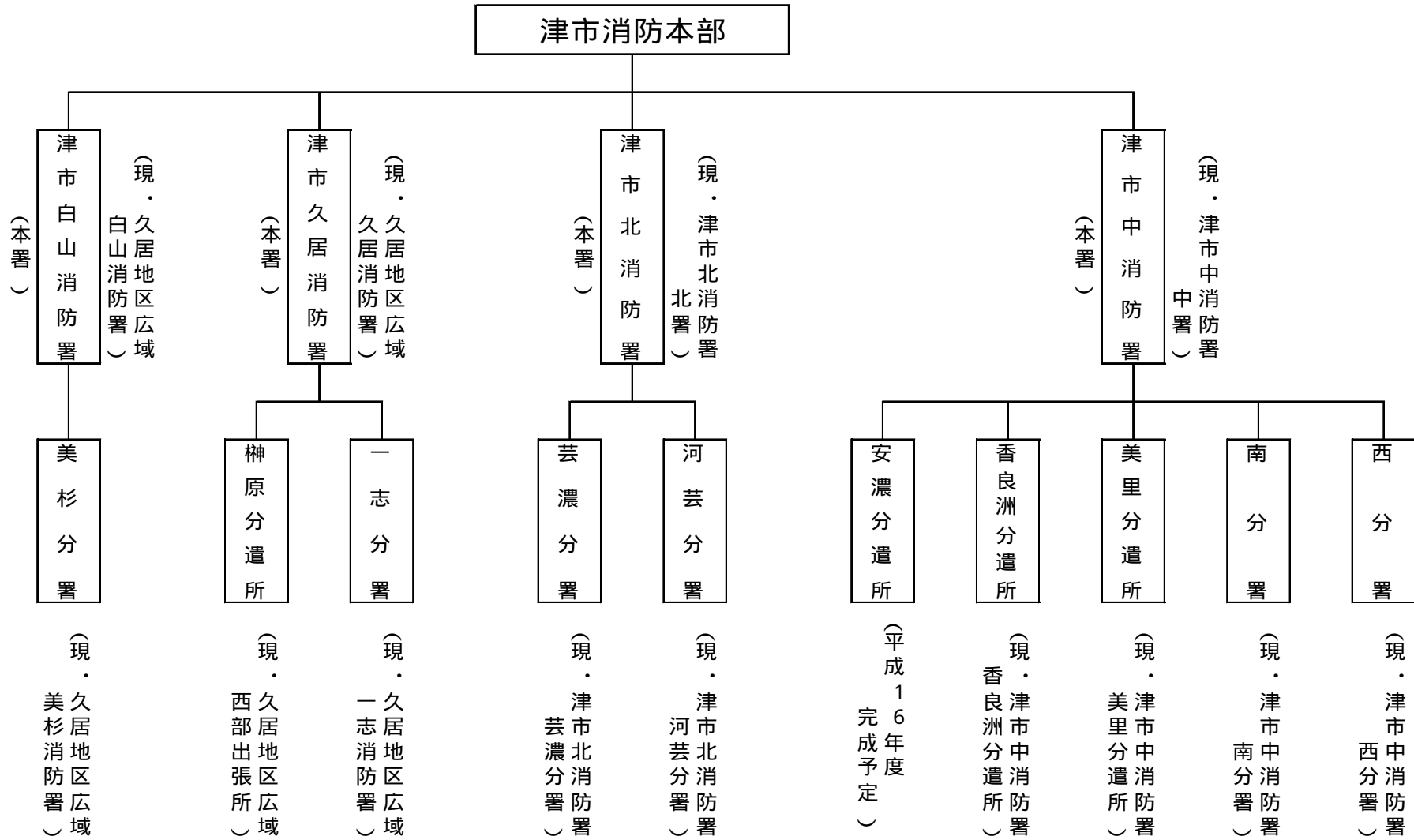
津市及び久居広域消防本部庁舎比較表

	津市消防本部庁舎	久居地区広域消防組合消防本部庁舎	津との比較
敷地面積	2,471.35㎡	7,301.930㎡	2.95倍
建築面積	717.0131㎡	1,976.334㎡	2.76倍
延べ面積	2,109.6123㎡	3,807.563㎡	1.8倍
構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	
1階床面積	689.4872㎡	1,516.784㎡	2.2倍
2階床面積	659.1281㎡	1,117.720㎡	1.7倍
3階床面積	659.1281㎡	1,132.987㎡	1.7倍
PH	101.8689㎡	40.072㎡	0.39倍
通信指令室の面積(機械室等含まず)	72.00㎡(3階に設置)	96.668㎡(3階に設置)	1.3倍
通信指令室予備室	なし	102.776㎡(作戦会議室)	
建築年月日	昭和47年2月	平成10年11月	25年9ヶ月
経過年数(平成14年12月末現在)	30年2ヶ月	4年4ヶ月	"
耐震構造	平成8年度補強工事	建築当初から	耐震構造

消防本部庁舎の位置に関する比較表

	現 津市消防本部	現 久居地区広域消防組合本部
メリット	<p>・周辺人口が多く、消防需要に対する迅速な対応と効率的な住民サービスの向上が図れる。</p> <p>・新市における市役所の位置が現津市役所となった場合、行政としての利便性があり、新市における災害対策本部との情報連絡等が有機的に機能する。</p> <p>・防災行政担当機関が近くに存在しているため事務効率が良い。</p>	<p>・新市消防本部としての地理的な位置、庁舎の構造規模がほぼ満たされている。</p> <p>・通信指令室を統合するための面積的余裕があり、将来のデジタル化問題にも対応可能である。</p> <p>・防災拠点としての隣地の用地確保が見込める。</p> <p>・高速道路インターチェンジが近いこと、災害時における応援出動等が容易である。</p>
デメリット	<p>・耐震補強は講じられているものの、長年の使用により庁舎の老朽化が進み、災害拠点として将来的に不安がある。</p> <p>・敷地面積が狭いため、来庁者駐車場にも支障をきたしている。</p>	<p>・周辺人口が少なく、消防需要に対する迅速な対応と効率的な住民サービスが低下する。</p> <p>・新市における市役所の位置が現津市役所となった場合、行政として情報連絡等に不便である。また、防災行政担当機関が近くにないため、事務効率が悪い。</p>

# 消防署の組織(案)



例規上、消防署は「本署」と規定する。

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	消防部会	調整の内容	4.新たに制度を制定する。(合併と同時に)
関係項目		分科会	消防総務分科会		5.津市の例により調整する。(合併と同時に) 6.津市の例により調整する。(合併と同時に)

区分	構成市町村の現況		調整の具体的内容
	津市	久居地区広域消防組合	
4 人事に関する事	<p>職員定数に関する事 津市職員定数条例」に基づく。 職員定数 220人 (H15.4.1) 職員実員 214人 (H15.4.1) 職員の任免に関する事 津市消防職員の任免に関する訓令」に基づく。 任免について、「津市消防職員の任免に関する訓令の職員採用基準に係る細部基準」を定めている。 採用・昇任試験・昇任選考等の基準、退職、人事記録等を定めている。 懲戒取扱に関する事 津市消防職員の懲戒取扱に関する訓令」に基づく。 懲戒審査委員会 訓戒処分 等を定めている。 勤務成績評定 津市消防職員の勤務成績評定に関する訓令」に基づく。</p>	<p>職員定数に関する事 久居地区広域消防組合職員定数条例」に基づく。 職員定数 :150人 (H15.4.1) 職員実員 :150人 (H15.4.1) 職員の任免に関する事 久居地区広域消防組合職員の任用に関する規則」に基づく。 採用 昇任試験 昇任選考等の基準、退職、消防副士長の任命等を定めている。 懲戒取扱に関する事 久居地区広域消防組合職員懲戒規則」に基づく。 懲戒審査委員会の設置等を定めている。 臨時的任用職員の取扱 地方公務員法第22条第5項」の規程による職員に関し定めている。 分限、懲戒に関する事 地方公務員法第27条第2項及び第28条第3項の規程に基づき、 職員の意に反する休職、降格、降任、等について定めている。 定年等に関する事 久居市職員の定年等に関する規則」を準用している。 再任用について 久居市職員の再任用に関する条例、規則」を準用している。ただし、消防吏員への適用期日を規定している。</p>	<p>条例・規則を調整し、新規に制定する。 人事部会の調整の結果による。</p>
5 階級に関する事	<p>消防吏員の階級に関する事 津市消防吏員階級規則」に基づく。 階級：消防正監、消防監、消防司令長、消防司令、消防司令補、消防士長、消防副士長、消防士</p>	<p>消防吏員の階級に関する事 久居地区広域消防組合職員の階級等に関する規則」に基づく。 職名 消防吏員、事務吏員、技術吏員 階級：消防正監、消防監、消防司令長、消防司令、消防司令補、消防士長、消防士 消防副士長に関する規程」階級 消防副士長</p>	<p>津市の例により、規則の調整を図り、新規に制定する。 消防副士長は、階級として規則で定める。</p>
6 勤務に関する事	<p>職員の勤務時間、休暇等に関する事 津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」による。 消防職員の隔日勤務に関する事 津市消防職員の隔日勤務に関する訓令」による。 勤務時間： 休息時間、睡眠時間を除き16時間。4週間につき1週間当り40時間を越えない範囲内。 休憩時間： 12時～12時45分、17時～18時、23時～23時45分 又は4時30分～5時15分 休息時間： 1回15分とし、1勤務につき2回 睡眠時間： 5時間30分 週休日： 4週間ごとの期間につき8日 時間外勤務 等を定めている。 勤務時間、休暇等は津市に準じているため、人事部会の人事研修分科会での調整が必要である。</p>	<p>職員の勤務時間、休暇等に関する事 久居地区広域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例」による。 消防職員の隔日勤務に関する事 久居地区広域消防組合交替勤務体制等の取扱基準」による。 勤務時間： 休息時間、睡眠時間を除き16時間。4週間につき1週間当り40時間を越えない範囲内。 休憩時間： 12時30分～13時15分、17時15分～18時00分、 21時15分～22時00分(甲) 5:00～5:45(乙) 休息時間： 1回15分とし、1勤務につき2回 睡眠時間： 5時間45分 週休日： 4週間ごとの期間につき8日</p>	<p>毎日勤務者の勤務時間等については、人事部会の調整の結果による。 隔日勤務者の勤務時間等については、津市の例による。</p>

## 津 地 区 合 併 協 議 会 調 整 内 容 表

協議項目		専門部会	消防部会	調整の内容	7.津市の例により調整する。(合併と同時に) 8.新たに制度を制定する。(合併と同時に)
関係項目		分科会	消防総務分科会		

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況		調整の具体的内容
	津 市	久居地区広域消防組合	
7 服務に関する事	<p>服務に関する事 「津市職員服務規程」、「津市消防職員の服務に関する規程」に基づく。 服務の宣誓について、「津市消防職員の服務の宣誓に関する規程」を定めている。 訓練及び礼式に関する事 「津市消防吏員の訓練及び礼式に関する規則」に基づく。 訓練及び礼式については、消防訓練礼式の基準(昭和40年消防庁告示第1号)消防操法の基準(昭和47年消防庁告示第2号)及び消防救助操法の基準(昭和53年消防庁告示第4号)による、と定めている。 職員の体力管理に関する事 消防職員の体力練成を積極的に推進し、災害活動その他職務の適正な執行に必要な体力の維持向上に資することを目的として、「消防職員体力管理要綱」を定めている。</p>	<p>服務に関する事 「久居地区広域消防組合職員服務規程」、「久居地区広域消防組合消防署服務細則」に基づく。 服務の宣誓について、「久居地区広域消防組合職員の服務の宣誓に関する条例」を定めている。</p>	津市の例により、内部規程を調整する。
8 服制に関する事	<p>消防職員の被服等の貸与に関する事 「津市消防職員被服貸与規程」において、被服等の種類、数量及び貸与期間等を定めている。 規程に基づき、消防業務の実施に必要な被服等を職員に貸与している。                       合服 上衣・ズボン、冬服 上衣・ズボン、盛夏服上衣・ズボン、盛夏略衣上衣、作業服上衣・ズボン、冬(合)帽、盛夏帽、冬略帽、盛夏略帽、バンド、防寒衣、雨衣、短ぐつ、綿上ぐつ、ワイシャツ、ネクタイ、手袋、くつ下、音楽隊服装一式、整備服、整備ぐつ、救助服、救助ぐつ、防火衣、防火帽、防火ぐつ、保安帽、階級章、えり章、安全指導員章、機関員章、名札』</p>	<p>消防職員の被服等の貸与に関する事 「久居地区広域消防組合消防職員の服制に関する規則」において、被服等の種類、数量及び貸与期間等を定めている。 規則に基づき、消防業務の実施に必要な被服等を職員に貸与している。                       帽子 冬帽、夏帽、冬作業帽、夏作業帽、防火帽、しころ、保安帽、冬服 上着、スボン、合服 上着、スボン、夏服 上着、スボン、作業着 上着、スボン、防火服 防火服、ヘルム、防寒衣、雨衣、ネクタイ、手袋 白手袋、作業手袋、ヘルム 冬服用、合服用、作業用、綿上ぐつ、短靴、防火長靴、冬救命土服 上着、スボン、合救命土服 上着、スボン、夏救命土服 上着、スボン、救命士帽、救命士服ヘルム、Tシャツ、階級章、えり章、名札。』貸与品については、点数制を採用している。</p>	



## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	消防部会	調整の内容	9.津市の例により調整する。(合併と同時に) 10.津市の例により調整する。(合併と同時に)
関係項目		分科会	消防総務分科会		

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況		調整の具体的内容
	津 市	久居地区広域消防組合	
9 職員厚生に関する こと	<p>安全 衛生管理 津市消防安全管理規程「津市消防衛生管理規程」により、津市における消防の職場、職員の安全 衛生管理の必要事項を定める。 職場及び職員の安全 衛生管理のため、規程に基づき、安全・衛生教育や健康診断等を実施している。</p> <p>消防職員及び団員公務災害補償に関すること 津市消防職員及び団員公務災害補償審査会規則」に基づき、審査会を設置。 審査会は、助役・消防長・消防団長・市議会議長・津市議会経済環境委員会委員長・市長公室長 で構成。</p> <p>消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金に関すること 津市消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例」に基づく。 殉職者賞じゆつ金は、490万円以上2,520万円以下とし、功労の程度によって定める。 障害者賞じゆつ金は、2,060万円以下とし、功労の程度によって定める。 等</p>	<p>安全 衛生管理規程 久居地区広域消防組合における職場、職員の安全 衛生管理の必要事項を定める。職場及び職員の安全 衛生管理のため、規程に基づき、安全 衛生教育や健康診断等を実施している。 組合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償 地方公務員災害補償法に基づき議会の議員、その他非常勤職員に対する公務上の災害に対する補償に関する制度を定めることを目的とする。 組合議会議員その他非常勤の職員の公務災害見舞金支給 議会の議員、その他非常勤職員に対する公務上の災害を受けた場合に、当該職員又はその遺族に対して支給する公務災害見舞金に関して必要な事項を定めることを目的とする。 公務災害見舞金支給に関する規則 支給の手続その他条例の実施に関し定める。 被服貸与規則 要綱 職員に対する被服等の貸与について必要な事項を定めている。 消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金に関すること 久居地区広域消防組合消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例」に基づく。 殉職者賞じゆつ金は、490万円以上2,520万円以下とし、功労の程度によって定める。 障害者賞じゆつ金は、2,060万円以下とし、功労の程度によって定める。 三重県市町村職員互助会負担金 職員総給料×10/1000 市互助会負担金 職員総給料×5/1000×80% 等</p>	津市の例により、条例 規則 内部規程を調整する。
10 表彰に関すること	<p>表彰に関すること 津市消防の表彰に関する訓令」に基づき、それぞれの表彰を実施している。 表彰の種類 : (1)賞詞 (2)賞状 (3)賞誉 (4)感謝状 等を定めている。</p>	<p>表彰に関すること 久居地区広域消防組合表彰規則」に基づき、それぞれの表彰を実施している。 表彰の種類 : (1)功績章 (2)賞詞 (3)賞誉 (4)賞状 (5)感謝状 等を定めている。</p>	津市の例により、調整する。 久居地区広域消防組合で規定している功績章は廃止する。

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	消防部会	調整の内容	11.新たに制度を制定する。(合併と同時に)
関係項目		分科会	消防総務分科会		12.津市の例により調整する。(合併と同時に)

区分	構成市町村の現況		調整の具体的内容
	津市	久居地区広域消防組合	
11 財務、予算等に関する事	<p>財産に関する事 「地方自治法」・津市財産に関する条例」 消防本部をはじめとする各署所の庁舎及び土地 防火水槽敷地 消防団車庫及び敷地工作物の財産を有する。 予算、決算及び経理に関する事 「地方自治法」・津市会計規則」 予算については、各所属において予算要望を行い、消防総務課において調整し予算を計上する。その後市長部局との調整等を経て市長査定等で定まる。 経理及び決算については、消防総務課において事務を行っている。</p> <p>物品の購入及び修繕に関する事 「津市会計規則」・津市物品会計規則」 消防機械器具の購入 修繕については、消防総務課が契約をし購入している。それ以外の購入 修繕については、市契約財産課に依頼している。 各種委託契約に関する事</p>	<p>財産に関する事 一志消防署、白山消防署、嬉野消防署、美杉消防署、大洞無線中継基地、西部出張所の庁舎、敷地は構成市町村から、無償貸与を受けている。消防本部、久居消防署の庁舎、敷地、一志消防署倉庫は久居地区広域消防組合の財産となっている。 予算、決算及び経理に関する事 「地方自治法」久居地区広域消防組合会計規則」等 予算については各所属において予算要望を行い、総務課で調整、消防長閣取後、構成市町村消防担当課長会議、構成市町村助役会議、正副管理者会議を経て組合議会に上程して決まる。 物品 備品等の購入、契約及び修繕等に関する事 久居地区広域消防組合会計規則」に基づき実施。 各種委託契約に関する事 議会の議決に付すべき契約及び財産取得又は処分に関する事 地方自治法第96条第1項第5号に基づき、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5千万円以上の工事又は製造の請負とする。 地方自治法第96条第1項第8号に基づき、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売り払い、又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売り払い。</p>	<p>財産に関する事については、財産部会の調整の結果による。 予算、決算及び経理に関する事については、財務部会及び総務 企画部会の調整の結果による。 物品の購入及び修繕に関する事については、財産管理部会の調整の結果による。 各種委託契約に関する事については、財産管理部会の調整の結果による。</p>
12 給与等に関する事	<p>職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する事 初任給、昇格、昇給等の基準は津市に準じる。ただし、消防職の初任給は事務職の1号俸上位が慣例となっている。 職員の退職手当に関する事 条例の定めにより、支払い方法・支払額等が定まっている。消防総務課において事務を行っている。 最近の退職者は平成12年度4名・平成13年度3名であったが、平成20年前後から退職者が毎年10名以上となる。 職員の特殊勤務手当に関する事 「津市職員の特殊勤務手当に関する条例」に基づき、金額等を定めている。 深夜勤務手当 正規勤務で22時～5時勤務 時間給×0.25×時間(3.5h) 休日給 当務・公休 前13h 後9.75h、非番 前3h 後6.25h 時間給を支給 夜間特殊業務手当 正規勤務時間内に深夜2時間以上従事 350円 救急出動手当 救急業務に従事 機関員 1回 250円、車長 一般隊員：1回 200円 火災出動手当 消火作業に従事 機関員 1回 300円、車長 一般隊員：1回 250円 高所作業手当 地上10m以上で消防業務に従事 機関員 1回 400円、車長 一般隊員 1回 350円 救急救命士出場手当 救急業務に従事 1回 510円 時間外勤務手当 正規の勤務時間外に勤務 時間給×1.25(又は1.50)×時間 時間給×1.35(又は1.60)×時間 管理職特別勤務手当 緊急又は公務の運営に必要で勤務を要しない日又は休日等に勤務 1h以上6h未満 担当主幹級8,000円 課長 次長級10,000円 部長級12,000円 市町村職員共済組合負担金 224,285千円 地方公務員災害補償基金負担金 1,970千円</p>	<p>職員の給与等については、久居市の職員の給与に関する条例および職員の給与の支給に関する規則を準用。職員の初任給、昇格、昇給等に関する事。久居市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則を準用している。 消防本部総務課において全ての事務を行っている。(一部事務組合として、給与実態調査も実施) 職員の退職手当に関する事。三重県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例の例による。 最近の退職者は、平成13年度2名、平成15年度4名、平成17年度以降は毎年2名から5名が退職、27・29年度は9名が退職する。 職員の特殊勤務手当に関する事 「久居地区広域消防組合職員の特殊手当の支給に関する規則」に基づき金額等を定めている。 特殊勤務手当 4,500円 深夜勤務手当 正規の勤務として22時から5時に勤務 時間給×0.25×時間(7) 休日給 当務・公休 12H、非番 4H 救急出動手当 救急業務に従事(不搬送はなし) 車長、機関員、隊員500円(1日1回) 時間外勤務手当 正規の勤務時間外に勤務 時間給×1.25(又は1.5)×時間 時間給×1.35(又は1.6)×時間 管理職特別勤務手当 支給実績なし</p>	<p>職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する事 人事部会の調整の結果による。 職員の退職手当に関する事 人事部会の調整の結果による。 職員の特殊勤務手当に関する事 津市の例により調整する。 時間外勤務手当 人事部会の調整の結果による。 管理職特別勤務手当 人事部会の調整の結果による。 地方公務員災害補償基金負担金 人事部会の調整の結果による。</p>

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	消防部会	調整の内容	13.現行のまま新市に引き継ぐ。 14.津市の例により調整する。(合併と同時に) 15.津市の例により調整する。(合併と同時に)
関係項目		分科会	消防総務分科会		

区分	構成市町村の現況		調整の具体的内容
	津市	久居地区広域消防組合	
13 負担金に関する こと	各種協議会等負担金 (三重県消防長会負担金、全国消防協会負担金、全国消防長会負担金、全国消防長会東海支部負担金、三重県自動車整備振興会負担金等) 836千円 三重県防災ヘリコプター運営協議会負担金 4,213千円 三重県防災行政無線運営協議会負担金 531千円	会議負担金 73千円 (全国消防長会東海支部負担金、全国消防長会負担金、全国消防長会組合消防委員会負担金、消防長研修会負担金、三重県消防長会負担金) 消防長会議等負担金 851千円 全国消防長会負担金、三重県消防長会負担金、全国消防協会負担金 久居地区消防連絡協議会負担金 220千円 三重県防災行政無線運営協議会負担金 482千円 高速道路消防連絡協議会負担金 15千円 危険物施設データベース改良改修負担金 53千円	負担金の種別の統一を図る。  廃止となる負担金 全国消防長会組合消防委員会負担金 久居地区消防連絡協議会負担金 危険物施設データベース改良改修負担金
14 消防職員退職者積立基金に関する こと	平成2年度から平成28年度まで積立を行い、平成19年度からは同時に払い出しを行う 平成14年5月末日現在の積立残高：約8億円	退職者積立基金は行っていない。 参考 退職手当組合負担金 職員の給料総額 × 126/1000	事業は継続する方向で調整する。 実施方法については、財産管理部会の調整結果による。 運用及びペイオフ対策については、総務企画部会の調整結果による。
15 文書関係に関する こと	文書の收受、発送及び保存に関すること 文書の收受は消防総務課が総括して收受している。文書の発送は消防総務課で取りまとめ行っている。保存は各担当部署で保存している。 文書の左横書きに関すること 津市消防文書の左横書きに関する規程」を定めている。 (1)条例及び規則 (2)法令の規定により縦書きと定めているもの。 (3)他の官公庁で縦書きと定めているもの。 (4)縦書きを常例とするもの。 (5)その他消防長が縦書きを適当と認めたもの。以外の公文書を全て横書きとする、と定めている。 消防本部訓令 告示における敬称の取扱いの特例に関すること 津市消防本部訓令における敬称の取扱いの特例に関する訓令」津市消防本部告示における敬称の取扱いの特例に関する告示」に基づく 津市消防本部訓令 告示で定める様式等において敬称を殿と定めている場合における当該敬称については、当該様式等の規定にかかわらず、様を用いるものとする、と定めている。 消防長の保有する公文書に係る津市情報公開条例の施行に関すること 津市消防長の保有する公文書に係る津市情報公開条例施行規程」に基づく 消防長の保有による個人情報に係る津市個人情報保護条例の施行に関すること 津市消防長の保有による個人情報に係る津市個人情報保護に関する条例施行規程」に基づく	文書の收受、発送及び保存に関すること 文書の收受は総務課が総括して收受している。文書の発送は総務課で取りまとめ行っている。保存は各担当部署で保存している。 情報公開条例について 平成14年10月1日から施行」	

## 津 地 区 合 併 協 議 会 調 整 内 容 表

協議項目		専門部会	消防部会	調整の内容	16.新たに制度を制定する。(合併と同時に) 17.新たに制度を制定する。(合併と同時に)
関係項目		分科会	消防総務分科会		

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況		調整の具体的内容
	津 市	久居地区広域消防組合	
16 専決に関する事	<p>専決に関する事 津市消防長事務専決規則」に基づき、市長の権限に属する事務のうち、消防長に専決させる事務事項について、35項目を定め、消防長が専決を行っている。</p> <p>一 津市事務専決規程における部長決裁、部次長決裁、課長(室長)決裁及び担当主幹部長決裁、決裁に係る事項並びに同訓令別表第3に掲げる事項。 二 消防組織法第15条の5の規定による消防団長以外の消防団員の承認に関する事。 三 組織法第24条の4の規定による消防応援職員の指揮に関する事。 四 消防法第11条第1項の規定による危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可及び位置、構造又は設備の変更の許可に関する事。 五 法第11条第4項の規定による移送取扱所の許可に係る三重県知事又は自治大臣に対する意見の申出に関する事。 六 法第11条第5項の規定による製造所等の完成検査及び同項ただし書の規定による仮使用の承認に関する事。 等35項目。</p>	<p>専決の制限 副管理者の専決事項 消防長の専決事項 次長の専決事項 課長及び署長の専決事項 総務課長の専決事項 署長の専決事項 等53項目を定めている。</p>	
17 公印に関する事	<p>消防公印に関する事 津市消防公印規程」に基づく 規程において、公印の種類・規格・管理者等について定めている。 公印は、消防総務課、中署予防担当、北署予防担当で、それぞれ管理している。</p>	<p>消防公印に関する事 ・久居地区広域消防組合公印規程」に基づく 規程において、公印の種類・規格・管理について定めている。公印の管理は総務課長があたる。ただし、各所属長の職印にあっては、各所属長が管理する。 ・久居地区広域組合消防組合議会公印規程 ・公印の種類・規格・管理について定めている。公印の管理は総務課長が行う。 ・久居地区広域組合消防組合監査委員公印規程 ・公印の種類・規格・管理について定めている。公印の管理は総務課長が行う。 ・久居地区広域組合消防組合公平委員会公印規程 ・公印の使用その他取扱については、消防組合公印規程の規定を準用する。</p>	

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	消防部会	調整の内容	18.津市の例により調整する。(合併と同時)
関係項目		分科会	消防総務分科会		19.新たに制度を制定する。(合併と同時) 20.津市の例により調整する。(合併と同時)

区分	構成市町村の現況		調整の具体的内容
	津市	久居地区広域消防組合	
18 各種会議、委員会に関すること	<p>幹部会議 幹部会議に関する運用要綱」を定めている。</p> <p>会議の構成 (1)「合同会議」 消防司令以上の階級にある者(分遣所長を含む。) (2)「所属会議」 課等の長及び分署、分遣所の長 (3)「課長会議」 課等の長 (4)「本部会議」 消防監以上の者 要綱に基づきそれぞれの会議を開催している。</p> <p>事故防止対策委員会 事故防止対策委員会設置要綱、交通事故等報告事務処理要綱」を定めている。 委員長 次長 副委員長 消防総務課長 委員 調査担当参事、中・北消防署長 と定めている。 消防業務に関する研究委員会 消防業務に関する研究委員会設置要綱」を定めている。 業務改善等の調査、研究が必要であると認めた場合、そのつど委員会を設置。委員長、委員等は消防長が指名する、等を定めている。</p> <p>消防本部省資源対策会議 津市消防本部省資源対策会議設置要綱」を定めている。 会長 次長 副会長 消防総務課長及び消防署長とする。等を定めている。</p>	<p>署長会議 毎月1回署長会議を開催する。消防長、次長、各署長、本部課長、久居消防署副署長 消防長が必要と認めるときは、特定の職員による会議を開催する。</p> <p>総括安全関係者会議(署長会議出席者) 久居地区広域消防組合安全管理規程に基づく 総括安全責任者は、次長、安全責任者は、消防長が選任する 衛生委員会(署長会議出席者) 久居地区広域消防組合衛生管理規程に基づく 総括衛生責任者は、本部次長をもって充てる。衛生管理者は労働安全衛生法に定める資格を有する者から消防長が選任する。</p> <p>消防業務に関する研究委員会 消防業務に関する研究委員会設置要綱」を定めている。業務改善等の調査、研究が必要であると認めた場合、その都度委員会を設置。委員長、委員等は消防長が指名する、等を定めている。</p>	
19 消防職員委員会に関すること	<p>津市消防本部消防職員委員会 津市消防本部消防職員委員会に関する規則」に基づき、職員委員会を組織している。 委員会の運用について、津市消防本部消防職員委員会運営要綱」を定めている。 委員総定数 :12人、任期 :1年、と定めており、規則に基づき毎年1回開催している。</p>	<p>久居地区広域消防組合消防本部消防職員委員会 久居地区広域消防組合消防本部消防職員委員会に関する規則」に基づき、職員委員会を組織している。 委員会の運用について、久居地区広域消防組合消防本部消防職員委員会に関する規程」を定めている。 委員総定数 :12人、任期 :1年、と定めており、規則に基づき毎年1回開催している。</p>	
20 監察・巡視に関すること	<p>監察に関すること 津市消防の監察に関する訓令」に基づき、監察を実施している。 調査担当参事が監察を実施している。事務は消防総務課で行っている。</p> <p>巡視に関すること 津市消防職員の服務に関する規程第19条」の規定に基づき、巡視を行っている。 巡視については、「消防巡視基準」を定めている。</p>	-	

## 津 地 区 合 併 協 議 会 調 整 内 容 表

協議項目		専門部会	消防部会	調整の内容	21.新たに制度を制定する。(合併と同時) 22.現行のまま新市に引き継ぐ。 23.新たに制度を制定する。(合併と同時)
関係項目		分科会	消防総務分科会		

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況		調整の具体的内容
	津 市	久居地区広域消防組合	
21 その他管理事務に関する事	訴訟事件の対応に関する事 消防総務課で事務を行っている。 消防関係団体との連絡調整に関する事 消防総務課で事務を行っている。 その他の消防事務に関する事 消防総務課で事務を行っている。 消防処務に関する事 「消防処務規程」において、勤務制、防火管理者の選任、専決等について規定している。	訴訟事件の対応に関する事 久居地区広域消防組合文書管理規程」に基づく総務課で文書処理を行う。 消防関係団体との連絡調整に関する事 構成市町村関係は、総務課、医療管関係は、警防課、安全協会、幼年婦人関係は、予防課で行っている。 その他の消防事務 他の課の所管に属さないことは総務課で行っている。 庁舎管理規程 久居地区広域消防組合庁舎管理規則」において庁舎管理責任者を定めている。	
22 企画事務に関する事	消防行政の企画、調整及び調査研究に関する事 消防総務課で事務を行っている。 例規の制定及び改廃に関する事 消防総務課が取りまとめ事務を行っている。 消防力等整備計画に関する事 消防総務課で事務を行っている。	同 左  同 左  同 左	
23 消防職員研修事業に関する事	消防職員研修については、以下の研修を実施している。 1 派遣研修 学校研修：消防大学校(幹部研修科等) 県消防学校(初任科、救急 課程、警防課程等) 救急救命研修所(救急救命士) 資格取得研修：大型自動車免許、ガス溶接技能講習、玉掛技能講習、小型移動クレーン技能講習、足場組立作業主任者講習、第一種衛生管理者免許、第2種酸素欠乏作業講習 講習会等：火災原因調査基礎講座、救急コ・メディカル、日本救急医学会東海地方会、建築物防災講習会、火災原因調査研究発表会、危険物安全講習会、交通安全運転研修 2 職場研修 救急実務研修、救助実務研修、安全運転講習会、運転技能認定研修 等 ・「一般教養実施要綱」を定めている。	消防職員研修 1 派遣研修等 学校教養(消防大学(本科、幹部研修、火災調査科) 県消防学校(初任科、警防科、救助課程、水難救助課程、救急 課程、救急標準課程、体育指導員科、梯子講習会、初級幹部科、救急救命研修所(救急救命士)) 2 本部教養 ・庶務担当者会議、広報担当者会議、文書主任者会議、消防担当者会議、査察要領、予防事務処理、救急救命士生涯学習、 3 総務関係：市町村共済関係事務担当者研修、退職手当組合・互助会研修、全国市有物件説明会、電算事務研修、公務災害研修、総務関係研修他 4 予防関係：予防広報講習会、防災安全講習会、火災原因調査研究発表会、建築物防災講演会、火災原因調査基礎講座他、 5 警防関係：消防・救急自動車運転技能講習、安全運転講習会、衛生管理者講習会、小型移動式クレーン運転技能講習会、4級船舶免許、潜水士免許試験、救急医学セミナー、日本救急医学会、救急コ・メディカルセミナー、救急医療研修会、救急医療施設医師研修、救急臨床医学会、全国救急隊員シンポジウム、救急医療業務実地修練合同研修、病院実習	

## 津 地 区 合 併 協 議 会 調 整 内 容 表

協議項目		専門部会	消防部会	調整の内容	24.現行のまま新市に引き継ぐ。
関係項目		分科会	消防総務分科会		25.新たに制度を制定する。(合併と同時に)

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況		調整の具体的内容
	津 市	久居地区広域消防組合	
24 消防音楽隊事業等に関する事	<p>消防音楽隊事業</p> <p>津市消防音楽隊は昭和50年12月に創立し、津市消防本部の行事をはじめ、津市及び隣接市町村の行事、学校関係、福祉施設などの演奏活動を行っている。</p> <p>「津市消防音楽隊運営要綱」、津市消防音楽隊企画運営委員会細部要領」を定めている。</p> <p>・平成13年演奏活動実績 19回 (消防関係 4、市関係 4、県関係 1、町村関係 1、その他 9)</p> <p>・音楽隊構成人員 31人</p> <p>楽器</p> <p>ピッコロ・フルート5、オーボエ1、クラリネット7、サキソフォン5、バスーン1、トランペット4、フレンチホルン3、トロンボーン4、ユーホニウム1、チューバ・スーザホン4、打楽器 21</p> <p>演奏服</p> <p>冬演奏服、合演奏服、夏演奏服</p> <p>・津市消防歌」を設けている</p>	<p>まとい隊</p> <p>平成12年4月1日発足</p> <p>隊長以下17名の隊員が纏いを振っている。全長2.6m、重さ8kg 纏いの顔とも言える頭部分の蛇志は「ひ」をデザインした組合章を型どり、構成市町村の頭文字を漢字で記入している。幼年婦人 防火の集い」をはじめ、管内で開催される諸行事に参加し、防火を呼びかけている。</p>	<p>音楽隊とともに、まとい隊も存続させる</p>
25 消防広報事業に関する事	<p>広報事業</p> <p>住民に対する防火・防災意識の普及高揚</p> <p>・災害弱者に対する安全指導広報</p> <p>・防火対象物の管理者等に対する防火管理指導</p> <p>・応急手当の普及 (普通救命講習を含む。)</p> <p>印刷物の発行</p> <p>・消防年報の発行 (450部)</p> <p>・市政だよりチラシの発行 (全世帯 年2回)</p> <p>・火災予防チラシの発行 (防火救急パンフ 5,000部、老人用パンフ 5,000部、幼児用ぬりえ 5,000部)</p> <p>・救急手当マニュアルの発行 (10,000部)</p> <p>・津消防ニュースの発行 (毎月 1,600部)</p> <p>報道機関との連絡調整</p> <p>消防統計 等</p>	<p>広報業務</p> <p>・広報計画の作成</p> <p>・報道機関との連絡調整</p> <p>・災害現場広報</p> <p>・情報提供及び取材協力</p> <p>・広聴事業の処理</p> <p>・消防に関する意見等の調査</p> <p>街頭広報</p> <p>・消防施設の見学</p> <p>・消防広報に関する調査及び研究</p> <p>・その他広報</p> <p>・広報物品の予算計上は、予防関係は、予防課及び各署、救急関係は、警防課及び各署で実施。</p> <p>・消防年報は、警防課にて作成印刷 (100部)</p> <p>・報道関係の連絡調整は、総務課で実施。</p> <p>構成市町村の発行する広報紙に消防欄 (119ちゃん)を設けていただき広報している。</p>	
26 広報宣伝業務に関する事	<p>日々の業務の中で、気象条件の悪化、火災警報等が発令された場合等において、広報車及び消防車両で街頭広報を実施している。</p>	<p>日々の業務の中で、気象条件の悪化、火災警報等が発令された場合等において、各署所の車両で管轄区域を巡回広報を実施している。また、同報無線、ケーブルテレビも活用。本部、久居消防署では、電光表示板活用。</p>	<p>同報無線・ケーブルテレビの活用については、合併後検討する。</p>

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	消防部会	調整の内容	27.新たに制度を制定する。(合併と同時)
関係項目		分科会	消防総務分科会		28.新たに制度を制定する。(合併と同時) 29.津市の例により調整する。(合併と同時)

区分	構成市町村の現況		調整の具体的内容
	津市	久居地区広域消防組合	
27 車両、装備に関する こと	<p>車両、装備、整備工場 消防車両等に係る整備工場の維持管理に関すること 消防車両その他機械器具の整備に関すること 消防車両その他機械器具の取扱指導及び研究改善に関する こと 消防車両の燃料に関すること その他装備に関すること 等の業務を消防総務課で行って いる。 消防車両運転技能認定に関すること 「消防車両運転技能認定要綱」を定めている。 要綱に基づき1級及び2級の消防車両運転技能認定を実施し ている。 消防車両の更新基準に関すること 「消防車両の更新基準」を定めており、この基準に基づき消 防車両の更新に努めている。 支援車の運用基準に関すること 「支援車の運用基準」を定めている。 車両の運行記録に関すること</p>	<p>車両に関すること 各署において、点検・車検の予算計上、業者へ依頼。車両運行 記録、燃料、積載機材等の点検実施。 整備管理者(道路運送車両法第51条)を資格者の中から定めて いる。 消防車両整備計画</p>	
28 事故防止に関する こと	<p>事故防止対策委員会 委員会の設置について、「事故防止対策委員会設置要綱」を 定めている。 委員会において各種事故の防止に関する総合的な研究及びそ の具体的な対策、事故発生時の事故原因に対する研究等を行 う。 交通事故等報告事務処理 交通事故に関する事務処理については消防総務課において 総括して行っている。</p>	<p>事故防止対策について 「久居地区広域消防組合自動車管理規程」 安全運転管理者、副安全運転管理者等を定め自動車事故防止 を図る。 「久居地区広域消防組合安全管理規程」 職場及び職員の安全管理に必要な事項を定め、公務災害の防 止及び軽減を図る。 交通事故・公務災害に伴う事務処理は総務課において行ってい る。</p>	
29 災害時の支援活動 に関する こと	<p>「支援車の運用基準」を定めている。 現場において、活動が朝食・昼食・または夕食時間帯を挟み2時 間を越えると見込まれるとき、深夜の消防活動で活動時間が3時 間を越えると見込まれるとき、林野火災又は厳寒期、盛夏期等で 隊員の疲労が著しいと認められるとき、」等において、あらかじめ 指名されている支援隊員により給食等を行う」と定めている。</p>	<p>現場において、活動が長時間となり、隊員の疲労が著しいと認 められるとき、飲料水、食事を現場へ搬送する。本部職員が中 心となって実施する。」</p>	



## 津 地 区 合 併 協 議 会 調 整 内 容 表

協議項目		専門部会	消防部会	調整の内容	30.廃止の方向で調整する。	33.現行のまま新市に引き継ぐ。
関係項目		分科会	消防総務分科会		31.津市の例により調整する。(合併と同時に)	34.現行のまま新市に引き継ぐ。
					32.現行のまま新市に引き継ぐ。	35.現行のまま新市に引き継ぐ。

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況		調整の具体的内容
	津 市	久居地区広域消防組合	
30 市町村間における消防事務の事務委託に関する事	消防事務の事務委託 河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町と津市の間における消防事務の事務委託に関する規約に基づき、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町は、消防に関する事務を津市に委託している。 これに基づき、津市消防本部は、当該管内における消防業務を担っている。 事務委託負担金 520,829千円 内訳 河芸町 180,326千円 芸濃町 99,931千円 美里村 54,900千円 安濃町 122,136千円 香良洲町 63,536千円	組合を組織する地方公共団体 久居市、一志町、白山町、嬉野町、及び美杉村」 組合の共同処理する事務 消防組織法、消防法の定めるところにより市町村の処理すべき消防事務(消防団、消防水利に関する事務を除く) 分担金内訳 久居市 538,876千円 一志町 265,577千円 白山町 266,618千円 嬉野町 266,438千円 美杉村 268,565千円	
31 火災の原因損害調査等に関する事	火災原因損害調査 火災出動規程に基づき、所轄管轄区域内の火災に関し、所轄の署員が調査及び報告書の作成等を実施している。 大規模な火災を除き原則として消防署で実施する。消防署で実施する場合は、建物火災で半焼以上、死者の出た火災、また犯罪性を含み、後日問題になるとされるものなどは予防担当で実施するが、それ以外のものについては消防隊で実施している。 火災証明 火災、その他災害で火災した場合に、消防署長名で交付している。	火災原因損害調査 火災調査要綱に基づき、所轄管轄区域内の火災に関し、所轄の署員が調査及び報告書の作成等を実施している。 火災調査要綱に基づき原則消防署が実施する。消防長が必要と認めるときは、予防課の調査班を派遣する。 火災証明 火災証明は消防長名で交付している。ただし、廃材処理のための証明は署長名で交付している。	火災証明は署長名で発行し、火災の廃材処理証明については、津市の例による。
32 火災即報等の作成に関する事	火災・災害等即報要領により作成している。	同 左	
33 火災統計書の作成に関する事	火災統計書の作成に関する事は全国統一である。	同 左	
34 圧縮アセチレンガス等の貯蔵取扱の届出に関する事	圧縮アセチレンガス40 kg以上、無水硫酸200 kg以上、液化石油ガス300 kg以上、生石灰500 kg以上の品を貯蔵、取扱う場合届出がなされた場合は届出内容を審査し、後日現地確認を行った後、届出内容に間違いがないと認められた場合は、副本を返却する。	同 左	
35 液化石油ガスの保安に関する意見書交付についての調査等に関する事	液化石油ガス等保安事務処理規定」により、申請書の受理、計画の審査、現地調査、意見交付書等が定められこれを実施している。	事務処理規定」の定めがない、消防庁通知により申請書の受理、計画の審査、現地調査、意見交付書等を実施している。	

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	消防部会	調整の内容	36.津市の例により調整する。(合併と同時に) 39.現行のまま新市に引き継ぐ。 37.津市の例により調整する。(合併と同時に) 40.現行のまま新市に引き継ぐ。 38.津市の例により調整する。(合併と同時に)
関係項目		分科会	消防総務分科会		

区分	構 成 市 町 村 の 現 況		調整の具体的内容
	津 市	久居地区広域消防組合	
36 防火管理者資格取得講習会の開催に関する事	防火管理者資格が必要な対象者を対象とした講習会の開催。年1回開催、定員150人、講師は消防職員が担当。 テキスト代 防火協会会員3,000円 他3,500円	防火管理者資格が必要な対象者を対象とした講習会の開催。年1回開催、定員100人、講師は消防職員が担当。 テキスト代 危険物安全協会会員3,000円 他3,500円	
37 防火管理者資格取得講習会の修了書の発行に関する事	防火管理者資格取得者への修了証発行は津市消防本部防火管理者の講習に関する要綱に定まっている。	講習会実施要領はあるが講習に関する要綱は定めていない。	
38 予防関係規程に関する事	津市火災予防条例の改正等予防関係規程に関する整備	久居地区広域消防組合火災予防条例の改正等予防関係規程に関する整備	
39 防火管理者の選(解)任等に関する事	防火対象物使用開始届及び査察実施時において防火管理者が必要と認められる対象物にあつては、防火管理者の選任を指導、また防火管理者の資格を有しない対象物の管理権原者に対しては、防火管理者資格取得講習会を受講させ、資格取得後選任させる。書類の提出にあつては、資格証の写しを添付させ受理後副本を返却する。 防火管理者選任届が提出されたと同時に提出されるが、提出時点で防火対象物の実態に合った内容に指導し、受理した後副本を返却する。	同 左	
40 火災予防条例に関する各種届出の受理及び検査に関する処理に関する事	条例に規定する各種の届出に基づき、所轄別に現地で検査し、その結果を復命している。	同 左	

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	消防部会	調整の内容	41. 現行のまま新市に引き継ぐ。 42. 新市に移行後、随時調整する。(合併後 3年程度) 43. 新市に移行後、随時調整する。(合併後 3年程度) 44. 現行のまま新市に引き継ぐ 45. 現行のまま新市に引き継ぐ。
関係項目		分科会	消防総務分科会		

区分	構成市町村の現況		調整の具体的内容
	津市	久居地区広域消防組合	
41 市町村火災予防条例に基づく届出に関する事	津市火災予防条例で規定される届出の義務があるものにおいて、届出がなされた時点で届出内容を審査し、不備が認められるものについては改善を指導し受理する。ただし次に掲げるものについては後日現地確認を実施し、届出内容に間違いがなければ副本を返却する。 防火対象物使用開始届、圧縮アセチレンガス等貯蔵取扱届出、少量危険物 指定可燃物貯蔵取扱届、発電 変電 蓄電設備設置届、ネオン管設備設置届、指定とつ道届、火を使用する設備届、水素ガスを充てんする気球の設置届	同 左	
42 市町村婦人防火推進委員会の育成指導に関する事	津市婦人防火推進委員会については、婦人層への防火防災思想の普及及び各種訓練への参加。訓練については、防災の日の訓練、文化財防火デーの訓練、出初式等 視察研修も実施。	久居地区幼年婦人防火委員会は、各地区の婦人会、園児等で組織され、婦人防火クラブの主な行事としてクラブ員の研修、訓練、防火の集いの開催等の事業を開催している。	調整が完了するまで、現行のまま対応する。
43 市町村幼年消防連合会の育成指導に関する事	防火ぬりえ等の配付	幼年消防クラブの行事に対し記念品の配布、防火のつどい開催、火災予防週間中の防火パレード参加、各クラブ員の研修、訓練	調整が完了するまで、現行のまま対応する。
44 その他予防事務に関する事	その他の予防事務全般のまとめ	同 左	
45 危険物製造所等の設置及び変更許可に関する事	消防法に基づく危険物製造所等の設置及び変更の許可の処理については、津市危険物の規制に関する規則」及び「危険物規制に関する事務処理要綱」に定められている。 処理の概要は、「設置」又は「変更」の許可申請により、申請内容の審査を行なうと併に、必要に応じ現地調査を行い技術上の基準に適合されていれば「危険物製造所等設置許可証」又は「危険物製造所等変更許可証」を交付する。なお、軽微な変更(工事)に伴う基準については、製造所等において行なわれる変更工事に係る取扱について(平成14年消防危第49号)によって運用している。 「設置」又は「変更」の許可に係る申請手数料の処理については「津市会計規則」、また手数料の金額については「津市手数料徴収条例」に定められている	同 左	

## 津 地 区 合 併 協 議 会 調 整 内 容 表

協議項目		専門部会	消防部会	調整の内容	46.現行のまま新市に引き継ぐ。 47.現行のまま新市に引き継ぐ。 48.現行のまま新市に引き継ぐ。
関係項目		分科会	消防総務分科会		

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況		調整の具体的内容
	津 市	久居地区広域消防組合	
46 危険物製造所等の完成検査前検査に関する事	<p>消防法に基づく危険物製造所等の完成検査前検査の処理については、津市危険物の規制に関する規則」及び「危険物規制に関する事務処理要綱」に定められている。</p> <p>処理の概要は、完成検査前検査の申請により、申請内容の審査を行なうと併に、現地にて完成検査前検査を行い、消防法に基づく技術上の基準に適合していれば、申請者に通知（タンク検査済証の交付等）する。なお、完成検査前検査を行なった結果、技術上の基準に適合していないと認めるときは「完成検査前検査不合格通知書」により申請者に通知する。</p> <p>完成検査前検査に係る申請手数料の処理については「津市会計規則」、また手数料の金額については「津市手数料徴収条例」に定められている。</p>	同 左	
47 危険物製造所等の完成検査に関する事	<p>消防法に基づく危険物製造所等の完成検査の処理については、「津市危険物の規制に関する規則」及び「危険物規制に関する事務処理要綱」に定められている。</p> <p>処理の概要は、完成検査の申請により、申請内容の審査を行なうとともに、現地にて完成検査を行い、設置等許可の内容どおり完成されていれば「完成検査済証」を交付する。なお、完成検査を行なった結果、許可の内容どおり完成していないと認めるときは「完成検査不合格通知書」により申請者に通知する。</p> <p>完成検査に係る申請手数料の処理については「津市会計規則」、また手数料の金額については「津市手数料徴収条例」に定められている。</p>	同 左	
48 危険物製造所等の仮使用承認に関する事	<p>消防法に基づく危険物製造所等の仮使用承認の処理については、「津市危険物の規制に関する規則」及び「危険物規制に関する事務処理要綱」に定められている。</p> <p>処理の概要は、仮使用承認の申請により、申請内容の審査を行なうとともに、必要に応じ現地調査を行い、火災予防上支障がないと認めるときは、「危険物製造所等仮使用承認書」を申請者に交付し、火災予防上支障があると認めるときは「危険物製造所等仮使用不承認通知書」により申請者に通知する。なお、仮使用承認を受けた者は、完成検査完了までの間においては、見やすい箇所に仮使用の承認を証する掲示板を掲出する。</p> <p>仮使用承認に係る申請手数料の処理については「津市会計規則」、また手数料の金額については「津市手数料徴収条例」に定められている。</p>	同 左	

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	消防部会	調整の内容	49.現行のまま新市に引き継ぐ。 50.現行のまま新市に引き継ぐ。 51.新たに制度を制定する。(合併と同時に)
関係項目		分科会	消防総務分科会		

区分	構成市町村の現況		調整の具体的内容
	津市	久居地区広域消防組合	
49 指定数量以上の危険物の仮貯蔵又は仮取扱の承認に關すること	<p>消防法に基づく指定数量以上の危険物の仮貯蔵又は仮取扱の承認の処理については、「津市危険物の規制に関する規則」及び「危険物規制に関する事務処理要綱」に定められている。</p> <p>処理の概要は、仮貯蔵又は仮取扱の承認申請により、申請内容の審査を行なうとともに、必要に応じ現地調査を行い、火災予防上支障がないと認めるときは、「危険物仮貯蔵、仮取扱承認書」を申請者に交付し、火災予防上支障があると認めるときは「危険物仮貯蔵、仮取扱不承認通知書」により申請者に通知する。なお、仮貯蔵又は仮取扱の承認を受けた者は、その貯蔵又は取扱の間においては、見やすい箇所に仮貯蔵所又は仮取扱所である旨の掲示板を掲出する。</p> <p>仮貯蔵又は仮取扱の承認に係る申請手数料の処理については「津市会計規則」、また手数料の金額については「津市手数料徴収条例」に定められている。</p>	同左	
50 危険物製造所等の予防規程の認可に關すること	<p>消防法に基づく危険物製造所等の予防規程の認可に係る処理については、「津市危険物の規制に関する規則」及び「危険物規制に関する事務処理要綱」に定められている。</p> <p>処理の概要は、予防規程の認可申請により、申請内容の審査を行ない消防法に定める技術上の基準に適合していると確認し、認可するときは、「予防規程認可証」を申請者に交付し、また、消防法に定める技術上の基準に適合していないため認可しないときは、「予防規程不認可通知書」により申請者に通知する。</p>	同左	
51 危険物製造所等に対する立入検査に關すること	<p>消防法に基づく危険物製造所等に対する立入検査の実施については、「津市火災予防査察に関する訓令」において査察の定義及び基準等査察の必要事項が定められ、また、「津市火災予防査察事務処理要綱」及び「危険物施設の査察に関する運用基準」に基づき年間査察計画の策定、査察の区分等実施細目について定められている。</p> <p>立入検査の概要は、査察員(本部危険物担当者及び署危険物担当兼務者)において年間査察計画に基づき危険物施設の査察を実施し、位置、構造、設備及び保安管理の状況等を検査し、不備欠陥事項等の是正及び防火管理の適切な指導を行なう。また、査察実施後、査察結果報告書により予防課長に報告する。</p> <p>年間査察実施結果について、予防課長は危険物年間査察結果報告書により、毎年1月末日までに消防長に報告する。</p> <p>危険物輸送車両の立入検査については、「危険物輸送車両の立入検査実施要綱」に基づき関係機関(警察、県防災等)の協力のもと年2回(春、秋の火災予防週間)実施している。また、立入検査を実施した運送車両に対し、立入検査結果通知書及び検査済証を交付する。</p>	<p>消防法に基づく危険物製造所等に対する立入検査の実施については、「久居地区広域消防組合予防査察規程」において査察の趣旨及び査察区分等査察の必要事項が定められている。</p> <p>立入検査の概要は、査察員(本部危険物担当者)において年間査察計画に基づき危険物施設の査察を実施し、位置、構造、設備及び保安管理の状況等を検査し、不備欠陥事項等の是正及び防火管理の適切な指導を行なう。また、査察実施後、査察結果報告書により消防長に報告する。</p> <p>年間査察実施結果について、予防課長は査察実施結果表により、四半期ごとに消防長に報告する。</p> <p>危険物輸送車両の立入検査については、消防庁通知に基づき関係機関(警察、県防災等)の協力のもと年2回(春、秋の火災予防週間)実施している。また、立入検査を実施した運送車両に対し、立入検査結果通知書及び検査済証を交付する。</p>	

## 津 地 区 合 併 協 議 会 調 整 内 容 表

協議項目		専門部会	消防部会	調整の内容	52.現行のまま新市に引き継ぐ。 53.現行のまま新市に引き継ぐ。 54.津市の例により調整する。(合併と同時に)
関係項目		分科会	消防総務分科会		

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況		調整の具体的内容
	津 市	久居地区広域消防組合	
52 危険物製造所等に対する法令違反等の処理に関すること	<p>危険物施設の立入検査を実施した結果、法令等の不備欠陥事項がある場合又は火災予防上必要があると認める場合は、勧告書(勧告に従わなかった場合は、必要に応じ警告書)により関係者に勧告(警告)する。ただし、勧告の内容が軽易である場合は口頭により勧告する。また、勧告等により指摘した事項に対する改善状況又は改善計画については、関係者に対し、報告期日を定め改善結果(計画)報告書の提出を求める。</p> <p>危険物搬送車両の立入検査において法令等の不備欠陥事項がある車両については、関係者に立入検査結果通知書にて通知するとともに違反車両が他行政庁の許可に係るもの又は車両を所有する事業所が他行政庁の管轄に係るものであるときは、当該行政庁(該当消防本部等)にその結果を通知する。</p> <p>危険物製造所等において、危険物の流出又は漏洩その他の事故発生時においては、危険物担当及び管轄署所で、被害防止処置及び事故原因を調査すると共に、関係行政庁(県環境グループ他)と合同で関係者に対し再発防止等の改善指導を行なう。また、関係者に対し、危険物製造所等事故発生届出書の提出を求める。</p>	同 左	
53 危険物災害等事故防止に関する広報活動の実施に関すること	<p>全国的に毎年6月の第2週を「危険物安全週間」として定められ、消防長官通知による当該週間の実施要綱に基づき、管内の危険物関係事業所へ文書にて通知し本週間の周知するとともに、住民に対しても、市政だより等により周知している。</p> <p>また、年間を通して随時、消防ニュース、市政だより等によって、危険物の適正な取扱等の事故防止の徹底と危険物規制の法令改正に伴う内容の周知徹底を図っている。</p>	同 左	
54 危険物の規制に関する規制及び市町村危険物の規制に基づく届出に関すること	<p>消防法に基づく危険物の規制に関する各種届出の処理については、「津市危険物の規制に関する規則」及び「危険物規制に関する事務処理要綱」に定められている。</p> <p>処理の概要は、各種届出により、関係処理簿に記録して受付、その内容を審査し、適正であると認めるときは、当該届出書の副本に届出受理印を押印して届出者に交付する。なお、当該届出内容を危険物査察台帳へ記載する。</p>	<p>消防法に基づく危険物の規制に関する各種届出の処理については、「久居地区広域消防組合危険物規制規則」及び「危険物事務処理規程」に定められている。</p> <p>処理の概要は、各種届出により、文書収発簿に記録して受付、その内容を審査し、適正であると認めるときは、当該届出書の副本に届出済印を押印して届出者に交付する。受理できないと認めるときは、副本に受理できない旨及び理由を記載し、正本と共に届出者に返却する。当該届出内容を危険物施設台帳へ記載する。</p>	

## 津 地 区 合 併 協 議 会 調 整 内 容 表

協議項目		専門部会	消防部会	調整の内容	55.津市の例により調整する。(合併と同時に) 56.津市の例により調整する。(合併と同時に)
関係項目		分科会	消防総務分科会		

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況		調整の具体的内容
	津 市	久居地区広域消防組合	
55 その他危険物事務に関する事	<p>危険物施設のパソコン活用による事務処理について 危険物施設(800施設)の基礎情報等のデータ入力はすべて完了しており、現在当該データを各種統計事務及び立入検査事務等に活用している。 その他危険物関係事務について その他危険物に関する消防相談及び指導等について処理している。</p>	<p>危険物施設のパソコン活用による事務処理について ・(危険物施設433施設) ・県の危険物データベースシステム及び既存のパソコンを活用し各種の事務処理をしている。 その他危険物関係事務について ・その他危険物に関する消防相談及び指導等について処理している。</p>	
56 建築物等の同意事務及び同意についての消防用設備等の設置指導等に関する事	<p>同意事務に関する事項 津市消防本部建築同意事務処理要綱」津市消防本部建築同意事務処理要綱の処理要領」により、建築基準法に基づく建築物の確認申請に係る消防同意事務について定めている。 (文書処理 審査 現地調査 同意 返戻) 申請書の流れ 津市内の建築物は市役所建築指導課 及び指定確認検査機関から。 安芸郡全町村と一志郡香良洲町の建築物は県建設部及び指定確認検査機関から。 仮使用建築物に対する指導に関する事項 仮使用の照会に係る意見書について内容審査、現地調査、回答書の事務処理を実施している。 その他の事項 ・建築基準法に基づく許可、承認、認定、計画通知、建築通知に関するもの ・建築基準法に基づく聴聞会に関するもの。</p>	<p>同意事務に関する事 久居地区広域消防組合建築同意事務処理規程」により、建築基準法に基づく建築物の確認申請にかかる消防同意事務について定めている。 (文書処理 書類審査 現地調査 * 同意 返戻)* 必要に応じて実施 建築の相談があった際は、同意事務を円滑に進めるため、処理規程に基づく「消防用設備等設置計画書」を確認申請の前に提出するよう依頼している。 申請書の流れ 県建設部又は指定確認検査機関から 同意は、対象建築物が屋内消火栓設置規模面積以上であるか、危険物製造所等の許可を必要とする等の場合は消防長が、その他の場合は、管轄する消防署長が行う。(消防本部 管轄消防署 同意事務 消防本部 返戻) 仮使用建築物に対する指導に関する事項 仮使用の照会に係る意見書について内容審査、現地調査*、回答書の事務処理を実施している。*必要に応じて実施 その他の事項 ・建築基準法に基づく許可、承認、認定、計画通知、建築通知に関するもの ・建築基準法に基づく聴聞会に関するもの。</p>	

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	消防部会	調整の内容	57.新たに制度を制定する。(合併と同時に)
関係項目		分科会	消防総務分科会		58.津市の例により調整する。(合併と同時に) 59.津市の例により調整する。(合併と同時に)

区分	構成市町村の現況		調整の具体的内容
	津市	久居地区広域消防組合	
57 消防用設備等の着工届、設置届及び検査に関すること	<p>「津市消防本部建築同意事務処理要綱」津市消防本部建築同意事務処理要綱の処理要領」により受理、内容審査、現地調査、事務処理等を実施している。</p> <p>着工届が消防設備士から提出されたら、受理、内容審査、現地調査(必要に応じて)事務処理を実施している。</p> <p>中間検査についてはスプリンクラー設備の配管検査及び各種設備の水槽検査を適宜実施している。</p> <p>設置届が建築主から提出されたら、受理、内容審査、事務処理、完成検査を実施している。</p>	<p>「久居地区広域消防組合建築同意事務処理規程」により受理、内容審査、現地調査、事務処理等を実施している。</p> <p>着工届が消防設備士から提出されたら、受理、内容審査、現地調査(必要に応じて)事務処理を実施している。</p> <p>中間検査についてはスプリンクラー設備の配管検査及び各種設備の水槽検査を適宜実施している。</p> <p>設置届が建築主から提出されたら、受理、内容審査、事務処理、完成検査を実施している。</p>	
58 防火対象物に対する意見書交付についての調査等に関すること	<p>「旅館等消防法適合通知書」関係については津市消防本部建築同意事務処理要綱の処理要領により、事務処理について定め、申請者が申請に必要とする消防法適合通知書を交付する。</p> <p>「産業廃棄物処理事業計画に係る事前協議会に係る意見書」については三重県津地方県民局生活環境部長あてに、当該廃棄物施設が消防関係法令等に適合しているか等の意見書を交付する。</p>	事務処理要綱等定めていない。	
59 防火対象物に対する立入検査に関すること	<p>「津市火災予防査察に関する訓令」により、査察基準、査察計画等立入検査等について必要な事項を定めている。</p> <p>「津市火災予防査察事務処理要綱」を上記訓令第13条に基づき各種申請書等の様式を定めている。</p> <p>その他の執行運用基準として「査察執行要領」 勸告書記入例」がある。</p> <p>消防署長から提出された年間査察結果報告書を取りまとめ、消防長へ報告する。</p> <p>特命等により、特別査察等を計画立案し、特別査察の実施、不備欠陥事項の是正改善指導及び結果報告を行う。</p> <p>年間計画に基づき月間計画を樹立、これに基づき月間の査察を実施、その結果不備が認められた対象物にあっては、口頭あるいは勸告書にて是正を指導し、改善結果(計画)報告書の提出を求める。</p> <p>翌年の1月に年間の実施結果を取りまとめる。</p> <p>年間の査察計画に基づき、実施している。毎月署員1人に1箇所から3箇所を割り当て立入り検査を実施し、不備があれば勸告書等で通知して指導するとともに、早期に改善が出来ない場合は改善計画書を提出させるなど、違反是正を実施している。</p>	<p>「久居地区広域消防組合予防査察規程」により、査察基準、査察計画等立入検査等について必要な事項を定めている。</p> <p>消防署長から提出された査察実施結果表を取りまとめ、消防長へ報告する。</p> <p>特命等により、特別査察等を計画立案し、特別査察の実施、不備欠陥事項の是正改善指導及び結果報告を行う。</p> <p>年間計画に基づき月間計画を樹立、これに基づき月間の査察を実施、その結果不備が認められた対象物にあっては、口頭あるいは指示書にて是正を指導し、改善結果(計画)報告書の提出を求める。</p> <p>四半期ごとに査察実施結果表を取りまとめる。</p> <p>年間の査察計画に基づき、実施している。各所属で立入り検査を実施し、不備があれば命令書で通知して指導するとともに、改善計画書を提出させるなど、違反是正を実施している。</p>	



## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	消防部会	調整の内容	60.津市の例により調整する。(合併と同時に)
関係項目		分科会	消防総務分科会		61.現行のまま新市に引き継ぐ。 62.津市の例により調整する。(合併と同時に) 63.津市の例により調整する。(合併と同時に)
					64.現行のまま新市に引き継ぐ。

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況		調整の具体的内容
	津 市	久居地区広域消防組合	
60 消防用設備等の点検結果報告に関する事	総合点検の結果が提出された時点で内容を確認し副本を返却する。また不備が認められる場合は改善計画書を発行し後日報告を求める。	総合点検の結果が提出された時点で内容を確認し副本を返却する。また不備が認められる場合は必要に応じて指示書を交付、改善計画書の提出を求める。	
61 防火対象物に対する火災予防措置命令に関する事	予防査察等により防火対象物の実態を把握し、不備欠陥事項があり、人命危険があると認められた場合は権原を有する関係者に対し必要な措置をなすべきことを命じることができる。	同 左	
62 防災表示者認定申請事務及び検査に関する事	「津市消防本部建築同意事務処理要綱」津市消防本部建築同意事務処理要綱の処理要領」により、受付処理、意見書交付等の事務処理方法が定められている。	事務処理方法は定めていない。	
63 防火対象物の表示・公表制度に関する表示マークの交付・不交付についての事務等に関する事	「防火基準適合表示取扱要綱」により、対象物の範囲、立入検査、審査、交付手続等を定めている。 消防署員が立入検査を実施した後、消防署長から上申された表示マーク交付上申書を取りまとめ、消防長に上申し手続を行っている。	「防火基準適合表示取扱要綱」により、対象物の範囲、立入検査、審査、交付手続等を定めている。消防法施行令別表五項イ(旅館等)のみ、防火管理体制マニュアルによる訓練の検証を行っている。 予防課にて立入検査を実施し、予防課長から上申された表示マーク交付上申書により、消防長に上申し手続を行っている。	
64 救急活動業務に関する事	所轄別に救命士又は救急 課程者を含む救急隊により、救急業務を実施している。 救急車台数 9台(うち高規格救急自動車2台) 救急出動件数 6,658件 救急搬送人員 6,658人 救急救命士数 13人 医師による救急救命士への特定行為指示回数 21回	所轄別に救命士又は救急 課程者を含む救急隊により、救急業務を実施している。 救急車台数 7台(うち高規格救急自動車4台) 救急出動件数 2,925件 救急搬送人員 2,906人 救急救命士数 15人 医師による救急救命士への特定行為指示回数 47回	救急救命士の配置・高規格救急車の配置については、現状のまま新市に移行する。

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	消防部会	調整の内容	65.新たに制度を制定する。(合併と同時に)
関係項目		分科会	消防総務分科会		66.新たに制度を制定する。(合併と同時に) 67.現行のまま新市に引き継ぐ。 68.津市の例により調整する。(合併と同時に)

区分	構成市町村の現況		調整の具体的内容
	津市	久居地区広域消防組合	
65 救急救命士に関する事	<p>救急救命士の就業前研修に関する事 消防機関で、症例研修 資器材の習熟訓練等を実施している。 医療機関の協力を得て、傷病者の受け入れ後の処置を含めた救急医療の現状の理解、救急告示医療機関での医師の指導下における特定行為の修練等とおし医師・看護師等との信頼関係を築く。(救命士1人、9病院、延160時間)</p> <p>救急救命士再教育に関する事 救急現場における医師の指示は救急救命士が医療関係職種である以上必須であることから、メディカルコントロールについての教育をより一層充実するとともに、特に資格取得後の病院実習を充実し、医師等の他の医療従事者との円滑な信頼関係を構築することが重要である。平成15年から実施にむけ三次医療機関と派遣人数、日程等について調整段階である。</p> <p>救急救命士養成に関する事 年間1名から2名を救急救命東京研修所又は救急救命九州研修所へ派遣し、救急救命士国家試験を受験し養成する。</p> <p>研修に対する報償金 50,000円</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>研修に対する報酬 100,000円(但し、特定行為に係る指示報酬を含む)</p>	<p>救急救命士の就業前研修、再教育及び養成については、津市の例を参考に新たに計画・規程等を作成する。 病院研修に対する報償金については、研修計画を考慮のうえ調整する。 救急救命士の特定行為にかかる指示報酬については、診療報酬点数を参考に津市の例により調整する。</p>
66 救急隊員の研修に関する事	<p>救急隊員の研修 医師及び医療関係者を招き専門的な講義を受け技術向上を図る。</p> <p>救急隊員の感染予防 県保健福祉部等から講師を招き感染防止対策について講義を受ける。</p> <p>—</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>救急発表会 観察、心急手当、救急知識等の発表会(毎年)</p>	
67 救急搬送証明事務に関する事	<p>関係者からの申請に基づき搬送証明書を発行している。 証明書発行手数料は徴収していない。</p>	<p>同左</p>	
68 救急・救助関係統計に関する事	<p>救急・救助コンピュータ入力に関する事 救急隊員及び救助隊員が活動後、活動状況をコンピュータ入力されたデータの整合を図る。</p> <p>救急・救助月報に関する事 毎月の出勤状況をまとめて県へ報告する。 月間救急・救助統計を市政記者へ資料提供することの統計に関する事 毎月の出勤状況を市政記者へ資料提供にする。 年間救急・救助統計に関する事 年間出勤状況を年間実施状況調べで県を通し国へ報告する。</p>	<p>救急・救助コンピュータ入力に関する事 救急隊員及び救助隊員が活動後、活動状況をコンピュータ入力されたデータの整合を図る。</p> <p>救急・救助月報に関する事 毎月の出勤状況をまとめ、前年度との比較統計及び議会資料の作成。 年間救急・救助統計に関する事 年間出勤状況を年間実施状況調べで県を通し国へ報告する。 救急・救助日報に関する事 日々の出勤状況をまとめ所属へ周知すること。</p>	

## 津 地 区 合 併 協 議 会 調 整 内 容 表

協議項目		専門部会	消防部会	調整の内容	69.新たに制度を制定する。(合併と同時に)
関係項目		分科会	消防総務分科会		70.津市の例により調整する。(合併と同時に)
					71.新たに制度を制定する。(合併と同時に)
					72.新たに制度を制定する。(合併と同時に)
					73.現行のまま新市に引き継ぐ。

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況		調整の具体的内容
	津 市	久居地区広域消防組合	
69 救急医療週間に関する事(救急フェアに関する事)	救急フェア 救急医療週間中の日曜日に、医師会等の協力を得て大規模小売店舗等において、応急処置体験コーナー 健康相談コーナー等を設け実施する。	「救急の集い」 久居市 一志郡自治体 医師会 久居地区消防組合の主催による講演(医師・救命士) 応急処置体験、健康相談所設置 「救急の日フェア」 救急医療週間中に大規模小売店舗において応急処置体験・119番通報体験 初期消火体験所を設け実施	
70 救急医療情報案内及び統計業務に関する事	住民からの開院状況の問い合わせに対する案内業務及び、その業務内容の統計業務。	住民からの開院状況の問い合わせに関する案内業務及び、その業務内容の統計事務。 毎月の案内状況をまとめて県へ報告する。	
71 救命講習会等の実施に関する事	普通救命講習会の実施 上級救命講習会の実施 応急手当指導員講習会の実施	普通救命講習会の実施 上級救命講習会の実施 応急手当指導員講習会の実施 普通救命再講習会の実施	
72 三師会に関する事	津地区三師会(医師、歯科医師会、薬剤師会の任意団体)から行政機関に対し住民の健康増進に関する問題点を提示し、解決を図る。 年1回各関係機関が集まり会議を開催する。	久居一志地区医師会へ救急輪番制、救急活動の問題を提起し、改善を図る。	
73 津久居地区救急医療対策協議会に関する事	活動内容 救急医療体制の整備に関する事 地域住民に対する救急医療の普及啓発に関する事 その他、地域救急医療体制の確保上の必要な事項に関する事 構成員 三重大学病院、国立療養所三重病院、国立三重中央病院、津・久居地区医師会、病院群二次輪番制病院、津市 久居市 安芸郡 一志郡代表者、久居地区広域消防組合消防本部、津市消防本部	同 左	

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	消防部会	調整の内容	74.新たに制度を制定する。(合併と同時に)
関係項目		分科会	消防総務分科会		75.現行のまま新市に引き継ぐ。 76.現行のまま新市に引き継ぐ。

区分	構成市町村の現況		調整の具体的内容
	津市	久居地区広域消防組合	
74 救急関連事務に関する事	<p>救急指定病院との連絡調整に関する事</p> <p>救急患者の医療機関との円滑な連携体制を確立し、重篤救急患者の医療を確保する。</p> <p>救急搬送に係る特殊勤務手当認定に関する事</p> <p>津市職員の特殊勤務手当等の支給に関する規則の運用規定に基づき、救急業務の実施に際して、「死亡人の処理に直接従事したとき」(最初に診断した医師がその最初の診断において死亡したと診断したとき)に認定し3,000円を支給する。</p> <p>救急管外搬送に関する事</p> <p>救急隊の出動区域は「津市消防本部管内が原則である」が特例処置を定める。</p> <p>臓器搬送に関する事</p> <p>臓器の移植に関する法律の施行に伴い、厚生労働省から地方公共団体の所有する救急自動車等による臓器搬送の協力依頼に関する事。</p> <p>高度救命救急資機材及び救急消耗品の維持管理に関する事</p> <p>高規格救急車積載の高度救命資機材の維持管理及び一般救急資材の維持管理。</p> <p>民間患者搬送事業の許可及び指導に関する事</p> <p>民間の患者搬送等搬送事業者が行う患者搬送事業の適正な遂行を確保するため定めている。</p> <p>救急カードに関する事</p> <p>一人暮らしの老人や、障害をもつ災害弱者の適切な救護活動の推進を図るため定められている。</p> <p>メディカルコントロールに関する事</p> <p>救急業務高度化を図る体制の構築計画について定めている。</p> <p>救急救命士指示報償費に関する事</p> <p>救急救命士に対する指示医の報償費について定めている。</p> <p>救急隊長会議</p> <p>救急業務の円滑な運用を図るため定期的に各所属の救急隊長により日ごろの問題点等について討議する。</p>	<p>救急指定病院、医師会との連絡調整に関する事</p> <p>医療機関と円滑な連携体制を確立し救急患者の医療を確保する。</p> <p>救急業務連絡調整会議(年2回実施)</p> <p>救急管外搬送に関する事</p> <p>救急に関する覚書締結(松阪広域)</p> <p>(特定行為指示、収容等について)</p> <p>感染病患者の搬送</p> <p>高規格救急車の高度救命資機材の維持、一般救急資機材の維持管理MD体制に関する事</p> <p>救急業務高度化を図る体制の構築</p> <p>救急係長会議</p> <p>救急業務の円滑な運用を図るため定期的に各所属の救急隊長により日ごろの問題点等について討議する。</p>	
75 救助業務等に関する事	<p>救助消耗品の維持管理に関する事</p> <p>救助資器材の維持管理に関する事</p> <p>救命索発射銃の登録 検査に関する事</p> <p>BC災害対応に関する事</p> <p>緊急消防援助隊三重隊応援出場計画に関する事</p> <p>津市消防受援計画に関する事</p>	<p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p>	
76 救助活動業務に関する事	<p>救助事案の通報により指令室からの出動指令にて出動、消防隊とともに協力しながら救助活動を実施している。また、救助隊員は署員の中から指名されている。</p>	<p>同 左</p>	

## 津 地 区 合 併 協 議 会 調 整 内 容 表

協議項目		専門部会	消防部会	調整の内容	77.津市の例により調整する。(合併と同時に)
関係項目		分科会	消防総務分科会		78.新たに制度を制定する。(合併と同時に) 79.新たに制度を制定する。(合併と同時に) 80.廃止の方向で調整する。

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況		調整の具体的内容
	津 市	久居地区広域消防組合	
77 伊勢湾北部中部地区海難救助連絡協議会に関する事	伊勢湾北中部の沿岸海域における海難救助に関して必要な事項を連絡し、又は協議するとともに、海難救助の適正かつ迅速な遂行を図る。		-
78 開発行為に係る指導事務に関する事	津市都市計画部開発指導担当の主管事務であるが、開発業者からの申請により、消防関係分の消防水利の設置及び消防活動用空地の確保について協議及び同意を行い、完成検査、移管検査等を実施している。	各構成市町村の担当課の事務であるが、開発業者からの申請により消防水利の設置及び消防活動用空地の確保等について協議・指導等を行い同意している。完成後水利の位置確認を実施。	
79 警防計画の策定及び災害現場の巡視、警戒に関する事	特殊建物警防計画の策定 水道断水時に係る警防計画の策定 道路通行止時に係る警防計画の策定 危険区域調査の実施 寝たきり老人調査の実施 地震火災に係る災害現場の巡視、警戒の実施 風水害に係る災害現場の巡視、警戒の実施	特殊用途建築物警防計画 道路狭あい地域警防計画 放射性物質、毒劇物等保有施設警防計画 独居老人調査 水道断水時における地水利調査 消防対象物現況調査 危険地区調査・巡視・警戒の実施 災害現場(火災・自然災害等)の巡視・警戒の実施	
80 市町村民消防隊関連事務に関する事	市民消防隊の組織管理、訓練に関する事 昭和53年から昭和60年の間に10隊の市民消防隊が編成されたが、自治会連合会単位で自主防災協議会の結成に伴い、市民消防隊は吸収され発展的解消となり、現在3隊の市民消防隊が活動している。訓練については、5月から10月の間月1回の各種訓練を実施している。 市民消防隊、自主防災組織に係る資機材に関する事 市民消防隊は、小型動力ポンプ(C1級・台車付)一式、ホース(50mm)15本、担架、救急箱、メガホン、強力ライト等配置してある。 市民消防隊の会議に関する事 年1回隊長会議を開催し、事業結果、事業計画等について審議検討している。 市民消防隊の表彰に関する事 市長感謝状 市民消防隊長として功労があり、かつ、5年以上在職した者が退職した時授与する。 消防長感謝状 市民消防隊長として功労があり、かつ、5年以上在職した者に授与する。 署長感謝状 市民消防隊員として功労があり、かつ、5年以上在職した者に授与する。		平成16年4月1日で市民消防隊は発展的解消となる予定であるため、廃止となる。

## 津 地 区 合 併 協 議 会 調 整 内 容 表

協議項目		専門部会	消防部会	調整の内容	81.津市の例により調整する。(合併と同時に) 82.現行のまま新市に引き継ぐ。      84.現行のまま新市に引き継ぐ。 83.現行のまま新市に引き継ぐ。      85.廃止の方向で調整する。
関係項目		分科会	消防総務分科会		

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況		調整の具体的内容
	津 市	久居地区広域消防組合	
81 三重県交通安全協会負担金に関する こと	消防団車両検査時に交通安全協会負担金として納入する。	正副安全講習会負担金として、正14,000円、副6,000円負担	
82 三重県高速道路危険物運搬車両事故防止対策協議会に関する こと	三重県内七高速道路(近畿自動車道名古屋関線、近畿自動車道伊勢線、一般国道25号自動車専用道路)を通行する危険、有害物質等運搬車両の関係する交通事故の未然防止対策、関係機関・団体の通報・連絡系統等連絡体制の整備、関係機関・団体の任務分担、現場対応マニュアルの策定、その他合同訓練の実施。	同 左	
83 三重県緊急消防援助隊に関する こと	三重県内における大規模又は特殊な災害の発生によって、地方公共団体及び消防事務組合等の地域を超えての広域的な消防活動の応援を行う。年 1回訓練実施している。	同 左	
84 三重県地域保健医療福祉情報ネットワーク協議会に関する こと	協議内容 -地域保健医療福祉情報ネットワークの推進について必要な事項 -参画する医療機関の拡大及び対象地域の拡大について必要な事項 -その他、協議会の目的達成について必要な事項	同 左	
85 美里ホームランド及び久居市東部地区における災害発生時の応援出動に関する こと	災害時に久居消防署から出動すると現場到着が遅延する。美里ホームランド(久居市稲葉町)については、津市消防本部美里分遣所から、久居市東部地区については、南分署からそれぞれ出動する	平成2年4月1日久広消総第1号災害発生時に於ける出動依頼について」 平成2年5月10日津消(警)第171号」にて承諾	合併により 自然解消。

## 津 地 区 合 併 協 議 会 調 整 内 容 表

協議項目		専門部会	消防部会	調整の内容	86. 現行のまま新市に引き継ぐ。 90. 新たに制度を制定する。(合併と同時に)
関係項目		分科会	消防総務分科会		87. 津市の例により調整する。(合併と同時に) 88. 新たに制度を制定する。(合併と同時に) 89. 新たに制度を制定する。(合併と同時に)

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況		調整の具体的内容
	津 市	久居地区広域消防組合	
86 航空自衛隊笠取山分屯基地の災害活動等の分担に関する協定について	基地内で発生した火災又は救助事故については、3消防本部(津・久居・伊賀南部)から同時に出動する。救急事故については津市消防本部、久居地区広域消防組合から出動する。予防事務については、それぞれの管轄区域内について処理する。	同 左	
87 市町村広域ガス安全対策連絡協議会に関する事	協議会は、地下街、病院、百貨店等多数の人が出入りする場所及びその他必要と認める施設に対して、予防対策、警戒対策、防ぎよ対策等について協議し、研修、訓練等を実施する。	-	
88 火災等の出動指令業務に関する事	災害の受報から出動指令、支援情報及び事案処理業務。 119番の受報 予告指令業務(有・無) 本指令業務(有・無) 出動車両の確認業務 出動車両への現場再確認及び通報時の状況の連絡 現場到着隊からの情報収集 事案処理業務	災害の受報から出動指令、支援情報及び事案処理業務 出動指令は同じであるが、支援情報については、災害現場へ衛星FAXを利用し図面、活字情報が提供できる。また、静止画であるが現場の状況が指令室でモニターできる。	
89 テレホンサービス運用業務に関する事	地域住民からの火災・救助事案の問い合わせに対する情報(速報)提供業務。	地域住民からの火災・救助事案の問い合わせに対する情報(速報)提供業務。 通信システム保守料含む。	
90 火災等の災害時における通信統制業務に関する事	発災時における無線等の通信統制を行う	発災時における無線等の通信統制を行う 各関係機関への連絡等は、署と協議し行う	

## 津 地 区 合 併 協 議 会 調 整 内 容 表

協議項目		専門部会	消防部会	調整の内容	91.新たに制度を制定する。(合併と同時に)
関係項目		分科会	消防総務分科会		92.現行のまま新市に引き継ぐ。 93.新たに制度を制定する。(合併と同時に) 94.新たに制度を制定する。(合併と同時に) 95.新たに制度を制定する。(合併と同時に)

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況		調整の具体的内容
	津 市	久居地区広域消防組合	
91 火災警報の発令及び解除の関係機関への調整業務に関すること	都道府県知事からの通報(火災予防上危険である場合)により、当市での検討、調整業務。	都道府県知事からの通報(火災予防上危険である場合)により、消防組合で調整作業し管内住民に周知する。	
92 移動体による119番転送業務に関すること	携帯電話からの119番通報を管轄消防本部(久居広域、伊賀北部、伊賀南部)へ転送する業務。	津消防よりの携帯119番の転送事案受理と詳細の報告。管外の場合は現場確認後、管轄消防本部への連絡。	
93 119番着信等統計業務に関すること	通信指令室各種業務に対する統計業務。 119番着信状況(月・年) 携帯電話からの119番(転送・伝達)状況 緊急通報システム(ナースコール)搬送(月・年) 救急医療情報案内概況 整備申請概況 発信地表示概況(未ネット分) 無線業務関係 救急活動総合番号関係	通信指令室各種業務に対する統計業務。 各種事象毎の日報、月報、年報、処理及びCSV処理で統計処理を行なう。無線関係、気象等七同様	
94 各種通信機器の増設、更新等企画業務に関すること	通信機器、情報機器、データ及びソフト等の増設・更新等を企画し、計画的に実施することによる信頼性及び効率的運用を図る。 通信機器 情報機器の適切な運用の保持 現状(整備申請 情報機器の使用ソフト業務内容・データの管理)業務から問題点を抽出し、将来計画の企画立案を行う。	通信機器、情報機器、データ及びソフト等の増設・更新等を企画し、計画的に実施することによる信頼性及び効率的運用を図る。 住基台帳情報は毎月異動者のデータ更新を図っている。地図については年間2回更新を図っている。他の目標物等は随時更新している。	
95 指令装置データ変更、更新等管理業務に関すること	日々変化する目標物、ナースコール、各種属性データの更新変更業務。	日々変化する目標物、ナースコール、各種属性データの更新変更業務。 住基データの修正、追加、削除に伴う各市町村からのデータ回収更新業務。 ゼンリンマップ年2回の更新(市部、郡部)	



## 津 地 区 合 併 協 議 会 調 整 内 容 表

協議項目		専門部会	消防部会	調整の内容	96.現行のまま新市に引き継ぐ。 97.現行のまま新市に引き継ぐ。 98.現行のまま新市に引き継ぐ。 99.新たに制度を制定する。(合併と同時に) 100.新たに制度を制定する。(合併と同時に)
関係項目		分科会	消防総務分科会		

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況		調整の具体的内容
	津 市	久居地区広域消防組合	
96 その他通信関連施設等の修理及び維持管理業務に関する事	<p>パッケージソフト等端末機器及び蓄積データの修復、ソフトの変更によるデータ変更作業。 (機器維持の為の消耗品等を含む。)</p> <p>通信指令施設に係る業務委託 無線施設、有線施設、発信地表示システム及びOA系システム全般について、業者に保守等の委託を行っている。 (区分98～100の業務) 委託料 = 22,344万円</p>	<p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>(区分98～100の業務) 委託料 = 38,021万円</p>	
97 無線施設の修理及び維持管理業務に関する事	<p>無線系の維持管理業務(法定検査等を含む。)</p>	<p>同 左</p>	
98 有線施設の修理・維持管理業務に関する事	<p>各種専用線・付属設備・PBX・局線等の維持管理業務</p>	<p>同 左</p>	
99 機械器具の点検手入れ等に関する事	<p>点検は、毎日の勤務交代後、各車両担当の機関員が主に行ない有事の際に備える。 消防ホースの変形損傷及び破損等のないように管理し、保管、点検、整備及び修理の状況を記録している。</p>	<p>点検は、毎日の勤務交代後、各車両担当の機関員が主に行ない有事の際に備える。 消防資機材の保全、保管、点検、整備に関する事。</p>	
100 訓練及び演習に関する事	<p>あらかじめ定期訓練計画を策定し、実施している。また、訓練等を実施する際には、計画及び報告を行う</p>	<p>あらかじめ定期訓練計画を策定し、実施している。また、訓練等を実施する際には、計画及び報告を行う 本部教養計画に基づく訓練。</p>	

## 津 地 区 合 併 協 議 会 調 整 内 容 表

協議項目		専門部会	消防部会	調整の内容	101. 現行のまま新市に引き継ぐ。      104. 新たに制度を制定する。(合併と同時に) 102. 現行のまま新市に引き継ぐ。      105. 津市の例により調整する。(合併と同時に) 103. 新たに制度を制定する。(合併と同時に)
関係項目		分科会	消防総務分科会		

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況		調整の具体的内容
	津 市	久居地区広域消防組合	
101 事業所、自治会等の各種団体を対象とした消防訓練、防火指導業務に関すること	事業所、自治会に対する消防訓練、防火指導の実施 消防団の訓練指導の実施 市民消防隊の訓練指導の実施 自主防災協議会の訓練指導の実施 自衛消防隊の訓練指導の実施	同 左 同 左 同 左 同 左 同 左	
102 事業所、自治会等の各種団体を対象とした救急訓練指導業務に関すること	事業所、自治会等の各種団体を対象とした救急訓練指導業務の実施	同 左	
103 消防救助訓練に関すること	訓練内容 陸上 3種目、水上 2種目について訓練を実施し救助技術指導会に出場する。 消防救助技術指導会 災害活動時に必要な救助技術及び体力・気力を練磨した成果を披露し、併せて救助技術の相互の向上を図るとともに、消防救助体制を確立し、地域住民の負託にこたえる。 三重県救助指導会、東海地区救助指導会、全国救助大会に出場する。	訓練内容 陸上 6種目の訓練を実施し救助技術指導会に出場する。 消防救助技術指導会 災害活動時に必要な救助技術及び体力・気力を練磨した成果を披露し、併せて救助技術の相互の向上を図るとともに、消防救助体制を確立し、地域住民の負託にこたえる。 三重県救助指導会、東海地区救助指導会	
104 枯れ草及び空き家調査に関すること	各所属別に年 2回(枯れ草になる時期)現地調査を実施し、必要に応じて空地の所有者等に対し通知書、指示書等により指導している。 各所属別に年間を通じて空き家の状況を調査し、不審者による放火防止の注意並びに倒壊等による危険性の排除を促す。	各所属別で、火災予防週間中等枯れ草になる時期現地調査を実施し、必要に応じて空地の所有者等に対し通知書、指示書等により指導している。 各所属別に年間を通じて空き家の状況を調査し、不審者による放火防止の注意並びに倒壊等による危険性の排除を促す。	
105 地域担当制による消防活動(SSA)に関すること	各所属別に担当区域を定め担当者は、その区域の消防に関する情報収集、防火指導及びその他自治会等との連絡調整を図っている。	-	

## 津 地 区 合 併 協 議 会 調 整 内 容 表

協議項目		専門部会	消防部会	調整の内容	106.現行のまま新市に引き継ぐ。 107.現行のまま新市に引き継ぐ。 108.現行のまま新市に引き継ぐ。 109.現行のまま新市に引き継ぐ。
関係項目		分科会	消防総務分科会		110.現行のまま新市に引き継ぐ。

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況		調整の具体的内容
	津 市	久居地区広域消防組合	
106 その他の災害活動業務に関する事	油漏れ、ガス漏れ等が発生した場合、警戒区域の設定及び災害の未然防止にあたる。	同 左	
107 消防庁舎用地の選定に関する事	現在の津市中消防署庁舎は昭和47年に建造され、築後30年が経過していることから、施設の老朽化が進んでいる。 このため、消防活動の広域的な拠点施設としての機能が果たせるよう、新庁舎の整備を目指した用地選定の推進を行う。	—	合併後も引き続き検討していく。
108 指令装置の統合、更新事務に関する事	119番の受報、指令、無線統制、支援情報処理及び事案処理等の一連の業務を集中管理するための統合と各装置(指令システム)の更新事業。	同 左	
109 OA系装置の統合、更新等の業務に関する事	火災、救急活動等の諸活動の報告及び対象物管理等については、「パッケージソフト(一部カスタマイズ)」を採用していることから、使用ソフトの統一、接続方法、データの管理方法及び事務量に応じた機器の配置等情報システムの再構築(開発)を行う事業。	同 左	
110 有線施設の統合、更新等の業務に関する事	119番受報回線、専用回線(音声、データ、制御)、一般回線(同線)等の有線回線網の再構築	同 左	

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	消防部会	調整の内容	111. 現行のまま新市に引き継ぐ。
関係項目		分科会	消防総務分科会		112. 現行のまま新市に引き継ぐ。
					113. 現行のまま新市に引き継ぐ。
					114. 現行のまま新市に引き継ぐ。

区分	構成市町村の現況		調整の具体的内容
	津市	久居地区広域消防組合	
111 無線施設の統合、更新等の業務に関するすること	発災時、受援時及び応援時における通信体制の統合及び機器の更新事業	同 左	
112 無線施設のデジタル化移行業務に関するすること	住民のプライバシーの保護、マルチメディアへの対応、通話料増大への対応（無線局許可行政庁のデジタル・ナロー化への対応）	同 左	
113 その他通信関連施設の更新等の業務に関するすること	電気設備、非常用電源設備、非常用発電設備等の更新	同 左	
114 各消防施設の統廃合に関するすること	消防施設 ・本部 1箇所 消防署 2箇所 分署 4箇所 分遣所 3箇所（1箇所は平成 16年度完成予定）	消防施設 ・本部 1箇所 消防署 5箇所 出張所 1箇所	合併後も引き続き検討していく

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	消防部会	調整の内容	115.現行のまま新市に引き継ぐ。
関係項目		分科会	消防総務分科会		116.廃止の方向で調整する。 117.廃止の方向で調整する。 119.廃止の方向で調整する。 118.廃止の方向で調整する。 120.廃止の方向で調整する。

区分	構成市町村の現況		調整の具体的内容
	津市	久居地区広域消防組合	
115 消防署の建替えに関する事	中消防署の建て替え 現津市消防本部庁舎は消防本部と中消防署機能が一体となって設置されている。 津市消防本部管内の人口は昭和48年の広域消防開始時点と比較すると約2割増加しており、近年では、火災・救急救助事案が複雑多様化してきており、特に救急の出動件数は著しく増加してきているものの、現中消防署は建築後30年が経過し、施設の老朽化も著しいことから、建て替えを行い、津管内の消防の中心となる中消防署機能の充実強化を図る。	-	合併後も引き続き検討していく。 中消防署庁舎以外の施設についても、老朽化していることから併せて検討する。
116 議会に関する事	-	議会運営に関する事 総務課で実施。	合併までに解散する。
117 組合議会に関する事	-	議会に関する事。 総務課で行っている。	合併までに解散する。
118 監査委員に関する事	-	地方自治法第195条第2項の規程により、監査委員2名を置く 総務課で行っている。	合併までに解散する。
119 公平委員会に関する事	-	公平委員会	合併までに解散する。
120 公告式条例に関する事	-	条例の公布等	合併時に廃止する。

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	消防部会
関係項目		分科会	消防総務分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
121 消防団の組織に関すること  ※協議会協議項目	①消防団組織に関する規定等 津市条例により、消防団の組織、消防団員の階級、訓練、礼式、服制、及び条例の施行に関して必要な事項を定めている。 消防団長、副団長、分団長の任期は4年とする。ただし、再任することを妨げない。	①消防団組織に関する規定等 久居市条例により、消防団の組織、階級等について定めている。 消防団の組織、消防団員の階級、訓練、礼式、服制及び条例の施行に関して必要な事項を定めている。	①消防団組織に関する規定等 河芸町消防団条例、規則により、消防団の組織、階級等について定めている。 消防団の組織、消防団員の階級、訓練、礼式、服制、及び条例の施行に関して必要な事項を定めている。 団員は本町に在住する18歳以上50歳未満であること。 ただし、消防団長、副団長、分団長、副分団長、班長はこの限りでない。	①消防団組織に関する規定等 芸濃町条例により、消防団の組織、階級について定めている。 芸濃町消防団は5つの分団に分かれている。 団長の任期は4年である。ただし再任は妨げない。 団長は、副分団長以上の幹部により選任される。 副団長は団長が指名する。	①消防団組織に関する規定等 美里村消防団設置規則により、消防団の組織、階級等について定めている。 消防団の組織、消防団員の階級、訓練、礼式、服制、及び条例の施行に関して必要な事項を定めている。 消防団長、副団長の任期は2年とする。ただし、再任はこれを妨げない。	①消防団組織に関する規定等 安濃町消防団条例により、消防団の組織、階級等について定めている。 消防団の組織、消防団員の階級、訓練、礼式、服制、及び条例の施行に関して必要な事項を定めている。 消防団長、副団長の任期は4年とする。ただし、再任することを妨げない。 消防団員の条例定数は120名とする。
	②消防団員数、階級 団長：1人 副団長：5人 分団長：22人 副分団長：17人 部長：43人 班長：76人 団員：276人 計440人	②消防団員数、階級 団長：1人 副団長：6人 分団長：11人 副分団長：11人 分団部長：22人 班長：57人 団員：163人 計271人	②消防団員数、階級 団長：1人 副団長：2人 分団長：5人 副分団長：3人 班長：22人 団員：142人 計175人	②消防団員数、階級 団長：1人 副団長：1人 分団長：5人 副分団長：5人 部長：5人 班長：13人 団員：75人 計105人	②消防団員数、階級 団長：1人 副団長：2人 分団長：4人 副分団長：4人 部長：12人 団員：80人 計103人	②消防団員数、階級 団長：1人 副団長：1人 分団長：5人 副分団長：3人 部長：6人 班長：11人 団員：90人 計117人
	③分団 団本部・統括分団 新町分団・養正分団・敬和分団 橋北分団・栗真分団・白塚分団 一身田分団・大里分団 高野尾分団・安東分団 櫛形分団・片田分団・神戸分団 橋南分団・藤水分団 高茶屋分団・雲出分団	③分団 団本部 第1分団・第2分団・第3分団 第4分団・第5分団・第6分団 第7分団・第8分団・第9分団 第10分団・第11分団	③分団 団本部 第1分団・第2分団・第3分団	③分団 団本部 第1分団・第2分団・第3分団 第4分団・第5分団	③分団 団本部 第1分団・第2分団・第3分団	③分団 団本部 第1分団・第2分団・第3分団
122 消防団の叙位、叙勲に関すること	叙位、叙勲候補者の功績調査、消防関係履歴書、一般履歴書の作成事務及び具申事務	同左	同左	同左	同左	
123 消防団の表彰に関すること	消防団員がその職務遂行に当たり功労が特に顕著であると認められた時は、それぞれの功労に対して、消防庁長官表彰、日本消防協会会長、三重県知事、三重県消防協会会長、中勢支会長、津市長表彰及び感謝状等を授与している。	同左	同左	同左	同左	

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	121. 122. 現行のまま新市に引き継ぐ。 123. 新たに制度を制定する。(合併と同時)
-------	-------------------------------------------------------

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
①消防団組織に関する規定等 香良洲町条例により、消防団の組織、階級等について定めている。 消防団の組織、消防団員の階級、訓練、礼式、服制、及び条例の施行に関して必要な事項を定めている。 消防団長、副団長、分団長、副分団長、部長の任期は4年とする。ただし、再任することを妨げない。	①消防団組織に関する規定等 消防団長、副団長、分団長の任期は2年とする。ただし、再任することを妨げない。 団長(1名)副団長(2名)分団長(4名)副分団長(14名)部長(14名)班長(38名)団員(143名)計218名	①消防団組織に関する規定等 白山町消防団条例により、消防団の組織、階級等について定めている。 消防団の組織、消防団員の階級、訓練、礼式、服制、及び条例及び規則の施行に関して必要な事項を定めている。 消防団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長の任期は2年とする。ただし、重任することを妨げない。	①美杉村消防団条例により、消防団の組織、階級等について定めている。 消防団の組織、消防団員の階級、訓練、礼式、服制、及び条例及び規則の施行に関して必要な事項を定めている。 消防団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長の任期は4年とする。ただし、重任することを妨げない。	
②消防団員数、階級 団長:1人 副団長:2人 分団長:6人 副分団長:5人 部長:5人 班長:9人 団員:63人 計91人	②消防団員数、階級 団長:1人 副団長:2人 分団長:4人 副分団長:14人 部長:14人 班長:38人 団員:145人 計218人	②消防団員数、階級 団長:1人 副団長:1人 分団長:5人 副分団長:5人 部長:21人 班長:47人 団員:183人 計263人	②消防団員数、階級 団長:1人 副団長:2人 分団長:7人 副分団長:7人 部長:28人 班長:69人 団員:227人 計341人	
③分団 団本部 第1分団・第2分団・第3分団 第4分団・第5分団	③分団 団本部 第1分団・第2分団・第3分団 第4分団	③分団 団本部 第1分団・第2分団・第3分団 第4分団・第5分団	③分団 団本部 第1分団・第2分団・第3分団 第4分団・第5分団・第6分団 第7分団	
同左	同左	同左	同左	・合併までに各消防団員の叙勲候補者の一覧表を作成する。
同左	同左	同左	同左	・新市の消防団条例・消防団の組織等に関する規則を作成する。

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	消防部会
関係項目		分科会	消防総務分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
124 消防団の福利厚生に関する事	①消防団の互助会に関する事 消防団の活性化対策の一環として、団員1名1,000円の年会費により次の事業を実施している。 会員相互間の親睦及び福利厚生に関する事。香華料、見舞金、退団記念品料の給付に関する事。その他本会の目的達成に必要な事項	①消防団の互助会に関する事 消防団の活性化対策の一環として、団員1名800円の年会費により次の事業を実施している。 会員相互間の親睦及び福利厚生に関する事。香典料、見舞金の給付に関する事。その他本会の目的達成に必要な事項	-	-	-	-
	②消防団の福祉火災共済に関する事 消防団員、及び消防職員並びに日本消防協会、都道府県消防協会、全日本消防人共済会及び消防育英会の役職員が死亡し又は障害を受けた場合に、その家族を守るための共済制度	同左	同左	同左	同左	同左
	③消防団員の健康診断に関する事 津市消防団年間事業計画に基づき、団員の健康管理及び健康増進のため、全団員を対象に定期健康診断を実施している。	-	-	-	-	-
	-	④年間行事に関する事 ソフトボール大会、楯干しを3年に1回行っている。	-	-	-	-



## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	124. 津市の例により調整する。(合併と同時)
-------	--------------------------

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
①消防団の互助会に関する事 会員相互間の親睦及び福利厚生に関する事。香華料、見舞金、退団記念品料の給付に関する事。その他本会の目的達成に必要な事項	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団の互助会の内容等については新消防団発足後定める。</li> <li>・消防団員の健康診断については津市の例による。</li> </ul>
同左	同左	同左	同左	
—	—	—	—	
—	—	—	—	

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目						専門部会	消防部会
関係項目						分科会	消防総務分科会
区分	構成市町村の現況						
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	
125 消防団の報酬、報酬に関すること	①消防団員の報酬 団 長 : 74,500円 副 団 長 : 61,000円 分 団 長 : 42,000円 副分団長 : 37,000円 部 長 : 29,000円 班 長 : 29,000円 団 員 : 28,500円 (年額)	①消防団員の報酬 団 長 : 92,000円 副 団 長 : 55,500円 分 団 長 : 42,600円 副分団長 : 27,000円 分団部長 : 24,100円 班 長 : 20,700円 団 員 : 19,600円 (年額)	①消防団員の報酬 団 長 : 155,000円 副 団 長 : 91,000円 分 団 長 : 65,000円 副分団長 : 53,000円 班 長 : 31,000円 機械班長 : 31,000円 団 員 : 22,000円 (年額)	①消防団員の報酬(年額) 団 長 : 155,000円 副 団 長 : 91,000円 分 団 長 : 62,000円 副分団長 : 42,500円 部 長 : 28,500円 班 長 : 28,500円 団 員(機関手) : 26,500円 団 員(一般) : 22,000円	①消防団員の報酬 団 長 : 155,000円 副 団 長 : 91,000円 分 団 長 : 54,000円 副分団長 : 42,500円 班 長 : 29,000円 機 関 士 : 27,500円 団 員 : 22,000円 (年額)	①消防団員の報酬 団 長 : 155,000円 副 団 長 : 91,000円 分 団 長 : 62,000円 副分団長 : 42,500円 部 長 : 32,000円 班 長、自動車運転手 : 27,000円 機 関 士 : 26,000円 団 員 : 22,000円 (年額)	
※協議会協議項目	②消防団員の費用弁償・出勤手当 団員が水火災その他の災害に出勤した場合: 1回3,800円 水火災その他の災害の予防又は警戒に出勤した場合: 1回3,500円 教育及び訓練に出勤した場合: 1回3,300円 消防ポンプ自動車等の手入れ業務に従事した場合: 1回1,250円	②消防団員の費用弁償・出勤手当 団員が水火災その他の災害に出勤した場合: 1回3,100円 水火災その他の災害の予防又は警戒に出勤した場合: 1回3,100円 訓練に出勤した場合: 1回2,900円	②消防団員の費用弁償・出勤手当 団員が水火災その他の災害に出勤した場合: 1回3,700円 水火災その他の災害の予防又は警戒に出勤した場合: 1回3,700円 教育及び訓練に出勤した場合: 1回3,700円 消防ポンプ自動車等の手入れ業務に従事した場合: 1回3,700円	②消防団員の出勤手当等 水火災出勤等(1出勤当り) 3,700円 機関整備手当(1回当り) 4,200円 賄手当(1夜) 700円	②消防団員の費用弁償・出勤手当 団員が水火災その他の災害に出勤した場合: 1回3,700円、 水火災その他の災害の予防又は警戒に出勤した場合: 1回3,700円 訓練に出勤した場合: 1回3,200円	②消防団員の費用弁償・出勤手当 団員が水火災その他の災害等に出勤した場合: 1回3,700円 水火災その他の災害の予防又は警戒に出勤した場合: 1回3,700円 教育及び訓練に出勤した場合: 1回3,700円 消防ポンプ自動車等の手入れ業務に従事した場合: 1回3,100円 (但し、現場において業務に従事した者に支給)	
	③消防団員の退職報償金 非常勤消防団員として5年以上勤務して退職した者に対して階級ごとに条例で定める金額を支給している。	③消防団員の退職報償金 非常勤消防団員として1年以上勤務して退職した者に対して階級ごとに条例で定める金額を支給している。	③消防団員の退職報償金 非常勤消防団員として5年以上勤務して退職した者に対して階級ごとに条例で定める金額を支給している。	③退職報償金 同 左	③退職報償金 同 左	③退職報償金 同 左	
	④消防団員の公務災害補償 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務により負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったとき、損害補償を受けるべき者に対して、条例により損害補償する。 療養補償、休業補償、傷病補償 年金、障害補償、介護補償、遺族補償、葬祭補償	④消防団員の公務災害補償 同 左	④消防団員の公務災害補償 同 左	④消防団員の公務災害補償 同 左	④消防団員の公務災害補償 同 左	④消防団員の公務災害補償 同 左	
	—	⑤久居市消防団の活動に関する こと 消防団員については、各分団毎に毎月1回分団詰所に機械器具点検を実施している。 ラッパ隊員については、毎月1～2回ラッパ隊訓練を行っており、出初式・春季訓練等に活躍している。 機関員報酬: 年額6,800円 ラッパ隊報酬: 年額8,800円	⑤消防団運営交付金 団本部 12万円 各分団 10万円 を年額として支給している。	⑤消防団運営交付金 消防団を運営するにあたっては、分団単位で会議を行ったり、親睦を図ったりすることが必要になる場合がある。 また、消防団幹部同士の懇親、他消防団や中勢支会などの交流が必要になる経費などを負担するために消防団運営交付金を設けている。 年額1,100,000円(内458,000円は分団運営費として、各分団に交付)	—	—	

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容		125.			
構成市町村の現況					調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村		
①消防団員の報酬 団 長: 77,000円 副 団 長: 55,000円 分 団 長: 44,000円 副分団長: 30,000円 部 長: 22,000円 班 長: 20,000円 団 員: 19,000円 (年額)	①消防団員の報酬 団 長: 77,000円 副 団 長: 55,000円 分 団 長: 44,000円 副分団長: 30,000円 部 長: 22,000円 班 長: 20,000円 団 員: 19,000円 (年額)	①消防団員の報酬 団 長: 77,000円 副 団 長: 55,000円 分 団 長: 44,000円 副分団長: 30,000円 部 長: 22,000円 班 長: 20,000円 団 員: 19,000円 (年額)	①消防団員の報酬 団 長: 130,000円 副 団 長: 98,000円 分 団 長: 83,000円 副分団長: 59,000円 部 長: 54,000円 班 長: 49,000円 団 員: 44,000円 (年額)		
②消防団員の費用弁償・出勤手当 団員が水火災その他の災害に出勤した場合: 1回3,000円 水火災その他の災害の予防又は警戒に出勤した場合: 1回3,000円 教育及び訓練に出勤した場合: 1回3,000円 消防ポンプ自動車等の手入れ業務に従事した場合: 1回3,000円	②消防団員の費用弁償・出勤手当 出勤手当: 1回3,000円 幹部会議: 25名×2回×5,000円 本部会議: 7名×2回×5,000円 教育訓練(消防学校)1日5,000円 中勢支会夏期訓練 1名5,000円	②消防団員の費用弁償・出勤手当 団員が水火災その他の災害に出勤した場合: 1回3,000円 水火災その他の災害の予防又は警戒に出勤した場合: 1回3,000円 教育及び訓練に出勤した場合: 1回3,000円 消防ポンプ自動車等の手入れ業務に従事した場合: 1月2,500円	②消防団員の費用弁償 委員会の委員等に支給する旅費に関する基準に基づき幹部会開催等に支給 ラッパ手当て・自動車運転手当て・機関手当て: 月額3,100円 団員が水火災その他の災害に出勤した場合: 1回5,300円(出勤時間が10時間以上の場合は2回分、ただし、深夜2時から5時までは、1時間を2時間とみなす。) 消防学校入学等研修: 日額11,000円 年末警戒に出勤した場合: 1回7,200円 出初式日額6,700円		
③退職報償金 同 左	③退職報償金 同 左	③退職報償金 同 左	③消防団員の退職報奨金 同 左		
④消防団員の公務災害補償 同 左	④消防団員の公務災害補償 同 左	④消防団員の公務災害補償 同 左	④消防団員等の公務災害補償 同 左		
⑤香良洲町消防団活動費 消防団員は、各詰所に詰めて、自動車ポンプ及び小型動力ポンプ並びに資機材等の点検を行い、火災発生時等出勤している。そこで、消防団員の活動費として次のとおり支給を行っている。 ・団本部 800,000円 1分団につき70,000円  携帯電話助成 分団長以上 10,000円×8人 副分団長 5,000円×4人	⑤消防団活動費 機械器具手当: 年額(小型ポンプ: 16台×5,000円)(積載車: 4台×25,000円)(自動車ポンプ: 2台×37,000円) ラッパ班手当: 年額90,000円 夜警手当: 年額18箇所×20,000円	⑤白山町消防団分団活動費 消防団員は、月2回各詰所(白山町は現在5詰所)に詰め、自動車ポンプ及び小型動力ポンプ並びに資機材等の点検を行い、火災発生時等出勤している。又、各分団より選抜した団員により、ラッパ班を編成し、月2回の練習を行い、夏期訓練・出初式等に活躍している。そこで、消防団員・ラッパ班の活動費(食料費)として次のとおり支給を行っている。 ・各分団活動助成金 1分団当たり90,000円 ・ラッパ育成助成金 90,000円 ・機関士手当: 1月25,000円 ・ラッパ手訓練手当: 1回2,500円	⑤美杉村消防団分団活動費 消防団員は、毎月1日・15日に各詰所(美杉村には現在31詰所)に詰め、自動車ポンプ及び小型動力ポンプ並びに資機材等の点検を行い、火災発生時等出勤している。又、各分団より選抜した団員により、ラッパ班を編成し、毎月1日・15日に練習を行い、夏期訓練・出初式等に活躍している。そこで、消防団員・ラッパ班の活動費(食料費)として次のとおり支給を行っている。 ・支給単価 団員一人当たり 3,000円 ラッパ班 150,000円 ・支給金額 団員 352名×3,000円=1,056,000円 ラッパ班 150,000円		

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	消防部会
関係項目		分科会	消防総務分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
126 消防団の啓発等に関する事	①消防団の防火・広報パレード 全国春季火災予防運動期間中に、各方面隊別に消防車両により管内を防火パレードし、火災予防を呼びかけている。	①消防団の防火・広報パレード 出初式終了後・春秋訓練終了後に、各分団別に消防団積載車により市内全域を防火パレードし、火災予防を呼びかけている。	①消防団の防火・防犯パレード 火災・犯罪が心配される時期に消防車両・パトカーにより町内を防火パレードし、火災予防・犯罪予防を呼びかけている。	①消防団防火パレード 11月：防火パレードを実施している。	①消防団の防火・広報パレード 全国春季火災予防運動期間中に、村内一円を消防車両により防火パレードし、火災予防を呼びかけている。	①消防団の防火・広報パレード 全国春・秋季火災予防運動期間中に、消防車両により町内一円を防火パレードし、火災予防を呼びかけている。
	②消防団年末特別警戒 年末の火災の発生しやすい時に、各分団が詰所で待機し管内を巡回警戒する。 12月28日から30日	②消防団年末特別警戒 年末の火災の発生しやすい時に、各分団が詰所で待機し管内を巡回警戒する。 12月29日から31日	津市に同じ	②消防団年末特別警戒 年末の火災の発生しやすい時に、各分団が詰所で待機し管内を巡回警戒する。 12月30日から31日	津市に同じ	②消防団年末特別警戒 年末の火災の発生しやすい時に、幹部が役場で待機し管内を巡回警戒する。 12月28日から30日

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	126. 新たに制度を制定する。(合併と同時)
-------	-------------------------

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
①消防団の防火・広報パレード 全国春季火災予防運動期間中に、町内一周を消防車両により防火パレードし、火災予防を呼びかけている。	-	①消防団の防火・広報パレード 全国春季火災予防運動期間中に、各方面隊別に消防車両により管内を防火パレードし、火災予防を呼びかけている。	①消防団の防火・広報パレード 全国春季・秋季火災予防運動期間中に、各分団別に消防車両により管内を防火パレード等実施し、火災予防を呼びかけている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団の防火・広報パレードは新市においても実施する方向で調整する。また、パレードの内容については、合併後消防団の会議においてその内容等を検討する。</li> <li>・消防団年末特別警戒は新市においても実施する方向で調整する。また、警戒の内容については、合併後消防団の会議においてその内容等を検討する。</li> <li>・現行を参考に調整し、新しい制度を策定する。</li> </ul>
②消防団年末特別警戒 年末の火災の発生しやすい時に、各分団が公民館で待機し町内を巡回警戒する。 12月29日	②消防団年末特別警戒 年末の火災の発生しやすい時に、各分団が詰所で待機し管内を巡回警戒する。 12月28日から30日	津市に同じ	津市に同じ	

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	消防部会
関係項目		分科会	消防総務分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
127 消防団の教育訓練に関すること	①消防団新入団員の研修 消防団員として入団したのに対して、消防団の組織、消防団員としての心得、基礎訓練等について研修をしている。	①消防団新入団員の研修 春季訓練の時に新入団員枠で訓練を実施している。	①消防団新入団員の研修 消防団員として入団したのに対して、消防団の組織、消防団員としての心得、基礎訓練等について研修をしている。	①新入団員訓練 入団後3年未満の団員を対象に年1回、基礎訓練を実施している	①消防団新入団員の研修 消防団員として入団したのに対して、消防団の組織、消防団員としての心得、基礎訓練等について研修をしている。	①消防団新入団員の研修 津市消防職員指導のもと消防団員として入団したのに対して、消防団の組織、消防団員としての心得、基礎訓練等について研修をしている。
	②消防団員の教育訓練 水防訓練、夏期訓練、防災訓練、消防出初式及び各方面隊ごとに方面隊研修を実施している。また、三重県消防学校へ幹部科、指導員科及び一日入校へ適宜派遣している。	②消防団員の教育訓練 入退団式、春季訓練、水防訓練、夏期訓練、防災訓練、秋季訓練、出初式、春季幹部訓練を実施している。また、三重県消防学校へ普通科、幹部科、指導員科及び一日入校へ適宜派遣している。	②消防団員の教育訓練 夏期訓練、防災訓練、秋期訓練、消防出初式及び各分団ごとに操法訓練を実施している。また、三重県消防学校へ幹部科、指導員科及び一日入校へ適宜派遣している。	②消防団員の教育訓練 三重県消防学校の幹部科、指導員科に派遣している。機関手訓練、夜間訓練、林野火災防御訓練などを実施している。	②消防団員の教育訓練 夏期訓練、防災訓練、消防出初式等の訓練を実施している。また、三重県消防学校へ幹部科、指導員科及び一日入校へ適宜派遣している。消防団員の視察研修に関すること。	②消防団員の教育訓練 津市消防職員指導のもと夏期訓練、防災訓練、消防訓練、消防出初式等を実施している。また、三重県消防学校へ幹部科、指導員科及び一日入校へ適宜派遣している。
	③消防団員の視察研修 消防団員として認識を深めるため、隔年で先進地都市の消防情勢等を視察研修している。	③消防団員の視察研修 幹部消防団員として認識を深めるため、毎年先進地都市の消防情勢等を視察研修している。	③消防団員の視察研修 幹部消防団員として認識を深めるため、毎年先進地都市の消防情勢等を視察研修している。	③消防団幹部研修 消防団幹部(分団長以上)の認識を深めるため、毎年、先進地や防災関係機関、企業の視察研修を実施している	③消防団員の視察研修 幹部消防団員として認識を深めるため、隔年で先進地都市の消防情勢等を視察研修している。	③消防団員の視察研修 幹部消防団員として認識を深めるため、毎年先進地都市の消防情勢等を視察研修している。
128 大規模訓練等に関すること	①大規模訓練に関すること 水防訓練、夏期訓練、中勢支会夏期訓練、防災訓練、消防出初式、職員練成会及び後方支援訓練等	①大規模訓練に関すること 春季訓練、水防訓練、夏期訓練、中勢支会夏期訓練、総合防災訓練、秋季訓練、出初式、幹部教養訓練等	①地震防災訓練に関すること 地震防災訓練、秋季訓練、新教育訓練、中勢支会夏期訓練、出初式等	①大規模訓練に関すること 夏期訓練、中勢支会夏期訓練、防災訓練、消防出初式等	①大規模訓練に関すること 夏期訓練、中勢支会夏期訓練、防災訓練、消防出初式等	①大規模訓練に関すること 夏期訓練、中勢支会夏期訓練、防災訓練、消防出初式等
	②訓練時における安全管理に関すること 上記訓練を実施するにあたり、職員に安全管理を徹底し事故防止を図る。	同左	同左	同左	同左	同左

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	127. 現行のまま新市に引き継ぐ。 128. 新たに制度を制定する。(合併と同時)
-------	-----------------------------------------------

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
①消防団新入団員の研修 消防団員として入団したのに対して、消防団の組織、消防団員としての心得、基礎訓練等について研修をしている。	①消防団新入団員の研修 7月の町夏期訓練において実施している。	①初任者訓練 消防団員に入団したものは、この訓練を3年受けなければならない。	①消防団指揮者及び初任者夏期研修 指揮者(班長以上の職)及び消防団員として入団したのに対して、消防団の組織、消防団員としての心得、基礎訓練、礼式、点検等について夏期研修会を実施している。	・新入団員研修及び教育訓練については、現行どおり移行し各消防団単位で実施する。 ただし、研修・訓練の内容については、津市の例によるほか、訓練準則を基に、各市町村の好事例を参考に統一する。 三重県消防学校への派遣については、新市において年次計画を作成したうえで行う。 ・視察研修については、新市において実施方法及び参加対象を再検討したうえで実施する。
②消防団員の教育訓練 水防訓練、夏期訓練、防災訓練、消防出初式及び研修を実施している。 また、三重県消防学校へ幹部科、指導員科及び一日入校へ適宜派遣している。	②消防団員の教育訓練 消防学校(普通科・幹部科)への入校を実施している。	②消防団員の教育訓練 初任者訓練、夏期訓練、防災訓練、消防出初式、ラッパ手訓練等において訓練を実施している。 また、三重県消防学校へ適宜派遣している。	②消防団員の教育訓練 夏期訓練、防災訓練、消防出初式を実施している。 また、三重県消防学校の普通科、幹部科教育へ入校している。	
—	③消防団員の視察研修に関する こと。 本部(7名)に対して実施している。	③消防団員の視察研修 幹部消防団員として認識を深めるため、毎年、先進地都市の消防情勢等を視察研修している。	③消防団員の視察研修 幹部消防団員として認識を深めるため、先進地の消防情勢等を視察研修している。	
①大規模訓練に関する こと 水防訓練、夏期訓練、夏期訓練、防災訓練、消防出初式、訓練等	①大規模訓練に関する こと ・夏期訓練 操法大会(2年に1回) (機械器具点検・通常点検・新入団員訓練・各個訓練) ・秋季訓練(機械器具点検・通常点検・各個訓練) ・防災訓練(地元訓練の指導) ・出初式 ・中勢支会夏期訓練	①大規模訓練に関する こと 消防団夏期訓練、中勢支会夏期訓練、総合防災訓練、消防団出初式等	①大規模訓練の企画立案 夏期訓練、中勢支会夏期訓練、総合防災訓練、消防団出初式等	
同左	同左	同左	同左	

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	消防部会
関係項目		分科会	消防総務分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
129 水防訓練に関する こと	①水防訓練に関すること 例年、出水期を前に津市、消防本部、消防団、市民消防隊、自主防災協議会、地域住民等が参加して、積み土のう工法、連結水のう工法、杭打ち積み土のう工法、月の輪工法等の水防工法の構築訓練と水難救助訓練を併せて実施している。	①水防訓練に関すること 例年、出水期を前に消防団が、改良積土のう工法、月の輪工法等の水防工法の構築訓練と水難救助訓練を併せて実施している。	①水防訓練に関すること 町主催の地震防災訓練時に、河芸町、消防署、消防団、自主防災組織、地域住民等が参加して、積み土のう工法、連結水のう工法、杭打ち積み土のう工法、月の輪工法等の水防工法の構築訓練と水難救助訓練を併せて実施している。	—	①水防訓練に関すること 出水期を前に美里村、美里分遣所、消防団、自主防災協議会、地域住民等が参加して、積み土のう工法、連結水のう工法、杭打ち積み土のう工法、月の輪工法等の水防工法の構築訓練と水難救助訓練等の訓練を(美里村総合防災訓練にて)計画している。	①水防訓練に関すること 町防災計画を基に随時水防訓練を行う。 例年行ってはいない。
130 三重県消防協会中 勢支会夏期訓練に 関すること	中勢地区12消防団が一同に 会し、礼式訓練、小型ポンプ操 法、ポンプ車操法、救急法等の 訓練を実施する。	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
131 消防車輛購入事業 に関すること	車輛更新基準 ・本 部 消防車12年以上 特殊車15年以上 救急車10年以上又は8万km その他10年以上又は10万km ・消防団：15年以上	車両更新基準 ・— ・消防団：10年以上	—	—	—	—
132 保険に関すること	・火災保険 消防緊急通信指令施設 消防庁舎 消防団車庫 水防備蓄資機材倉庫 ・自動車保険 自動車損害賠償責任保険 自動車損害共済保険	・火災保険 消防団詰所 稲葉水防倉庫 ・自動車保険 自動車損害賠償責任保険 自動車損害共済保険	・火災保険 消防団詰所 分署庁舎 ・自動車保険 自動車損害賠償責任保険 自動車損害共済保険	・火災保険 分署庁舎 ・自動車保険 自動車損害賠償責任保険 自動車損害共済保険	・火災保険 分遣所庁舎 ・自動車保険 自動車損害賠償責任保険 自動車損害共済保険	・— ・自動車保険 自動車損害賠償責任保険 自動車損害共済保険



## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	129. 新たに制度を制定する。(合併と同時に) 130. 新市に移行後、速やかに調整する。(合併後1年程度) 131. 新市に移行後、速やかに調整する。(合併後1年程度) 132. 新たに加加入する。(合併と同時に)
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
①水防訓練に関すること 例年、出水期を前に香良洲分遣所、消防団、自主防災協議会、地域住民等が参加して、積み土のう工法、連結水のう工法、杭打ち積み土のう工法、月の輪工法等の水防工法の構築訓練と水難救助訓練を併せて実施している。	—	①水防訓練に関すること 町主催の地震防災訓練時に、町、広域消防署、消防団、自衛隊、自主防災組織、地域住民等が参加して、積み土のう工法、連結水のう工法、杭打ち積み土のう工法等の水防工法の構築訓練と水難救助訓練を併せて実施している。	—	・新市として一括で実施するものとし、各消防団の代表が参加するものとする。 必要に応じ、各消防団単位で個別訓練を行う。
同左	同左	同左	同左	・県の支会再編を待ってから調整する。
—	—	—	—	・車輛配備 …… 現存の団車輛は、合併しても旧市町村単位でそのまま移行する。 ・新しい団車輛の購入については、合併後に新規車輛購入計画を策定する。
・火災保険 分遣所庁舎 水防資機材備蓄倉庫  ・自動車保険 自動車損害賠償責任保険 自動車損害共済保険	・—  ・自動車保険 自動車損害賠償責任保険 自動車損害共済保険	・—  ・自動車保険 自動車損害賠償責任保険 自動車損害共済保険	・—  ・自動車保険 自動車損害賠償責任保険 自動車損害共済保険	・各対象物に加入漏れは無いか確認し、全て加入する方向で調整する。

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目						専門部会	消防部会
関係項目						分科会	消防総務分科会
区分	構成市町村の現況						
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	
133 旅費に関すること	①旅費に関すること 「津市職員等の旅費に関する条例」に基づく。	①旅費に関すること 「久居市職員の旅費に関する条例」に基づく。	①旅費に関すること 「河芸町職員の旅費に関する条例」に基づく。	①旅費に関すること 芸濃町消防団に関する条例第3条の規定に基づく。	①旅費に関すること 「美里村職員等の旅費に関する条例」に基づく。	①旅費に関すること 「安濃町職員の旅費に関する条例」に基づく。	
134 水防関連事務に関すること	①水防資機材・消耗品の管理 連結水のう、土のう袋、杭、スコップ、掛矢、ツルハシ、鎌等の維持管理	①水防資機材・消耗品の管理 土のう袋、杭、スコップ、掛矢、ツルハシ、鎌等の維持管理	①水防資機材・消耗品の管理 水のう、土のう袋、スコップ、掛矢等の維持管理	①水防資機材・消耗品の管理 土のう袋と砂を備蓄している。	①水防資機材・消耗品の管理 土のう袋と砂を備蓄している。	①水防資機材・消耗品の管理 土のう袋、杭、スコップ、ツルハシ、鎌等の維持管理	
	②水防倉庫の維持管理 管内14箇所の水防資機材備蓄倉庫及び11箇所の砂ストックヤードの維持管理。	②水防倉庫の維持管理 管内7箇所の水防資機材備蓄倉庫の維持管理	②防災倉庫、防災備蓄倉庫の維持管理	—	—	②水防倉庫の維持管理 管内1箇所の水防資機材備蓄倉庫の維持管理	
135 三重県消防協会中勢支会負担金に関すること	三重県消防協会中勢支会規約に基づき、三重県消防協会中勢支会へ分担金を支払っている。	同左	同左	同左	同左	同左	

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	133. 津市の例により調整する。(合併と同時) 134. 新市に移行後、速やかに調整する。(合併後1年程度) 135. 新市に移行後、速やかに調整する。(合併後1年程度)			
構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
①旅費に関すること 「香良洲町職員等の旅費に関する条例」に基づく。	①旅費に関すること 職員に関しては「一志町職員等の旅費に関する条例」に基づく。	①旅費に関すること 「職員の旅費に関する条例」に基づく。	①旅費に関すること 「職員の旅費に関する条例」に基づく。	・人事部会の調整結果による。
①水防資機材・消耗品の管理 土のう袋、スコップ等の維持管理	①水防資機材 杭、土のう袋、バリケード	①水防資機材・消耗品の管理 土のう袋、スコップ等の維持管理	①水防資機材・消耗品の管理 土のう袋、スコップ等の維持管理	・備品については、現状どおりの維持管理するという方向で調整する。 ・調整が完了するまでは現行どおりとする。
②水防倉庫の維持管理 管内3箇所の水防資機材備蓄倉庫の維持管理	②水防倉庫 2箇所(高野・庄村)	②水防倉庫の維持管理 役場本庁本部班倉庫の維持管理	-	
同左	同左	同左	同左	・県の支会再編を待ってから加入する。

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	消防部会
関係項目		分科会	消防総務分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
136 三重県消防学校入校研修に関する事	消防活動に必要な体力、気力の練成や高度な知識、技術を習得させるため、消防団員を三重県消防学校へ入校させている。そのため、三重県消防学校へ入校負担金を支払っている。	同左	同左	同左	同左	同左
137 消防団関連事務に関する事	①消防団員の服務に関する事 団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知った時は、直ちに出勤し職務に従事しなければならない。10日以上居住地を離れるときは、届けなければならない。団員は職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない等	同左	同左	同左	①消防団員の服務に関する事 消防団は村長の許可を得ないで村の区域外の水火災その他の災害現場に出勤してはならない。水火災その他の災害現場に到着した消防団は、設置機械器具及び資機材を最高度に活用して生命身体及び財産の救護に当たり損害を最小限度止めて水火災の防ぎよ及び鎮圧に努めなければならない。消防団長指揮の下に行動しなければならない等	①消防団員の服務に関する事 団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知った時は、直ちに出勤し職務に従事しなければならない。10日以上居住地を離れるときは、届けなければならない。団員は職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない等
	②消防団員の被服に関する事 作業服(夏・冬)、帽子、編上靴、防寒衣、雨ガッパ、ベルト等貸与している。幹部については、制服、制帽も併せて貸与している。	②消防団員の被服に関する事 作業服(夏・冬)、ベルト、アポロキャップ、編上靴、ハッピ、雨ガッパ、ゴム長靴等貸与している。幹部については、制服、制帽も併せて貸与している。	②消防団員の被服に関する事 制服、制帽、作業服(夏・冬)、帽子、ベルト等貸与している。幹部については、編上靴も併せて貸与している。	②消防団員の被服に関する事 作業服(夏・冬)、帽子、ゴム長靴、防火衣、ベルト等を貸与している。幹部(分団長以上)については、制服、制帽も併せて貸与している。	②消防団員の被服に関する事 消防団の被服については準則による。作業服(夏・冬)、略帽、ベルト等貸与している。幹部については、制服、制帽、編上靴も併せて貸与している。	②消防団員の被服に関する事 作業服(夏・冬)、アポロキャップ、防寒衣(部長以上幹部のみ)、ベルト等貸与している。正副団長については、制服、制帽も併せて貸与している。 安全靴についても支給している。
	③消防団の消耗品に関する事 消防団使用の消耗品(乾電池、訓練用軍手、紙コップ等)の購入事務	③消防団の消耗品に関する事 消防団使用の消耗品の購入事務	—	③消防団の消耗品に関する事 消防団使用の消耗品(訓練用軍手、紙コップ等)の購入事務	③消防団の消耗品に関する事 消防団使用の消耗品(乾電池、訓練用軍手、紙コップ等)の購入事務	③消防団の消耗品に関する事 消防団使用の消耗品(乾電池、訓練用軍手、紙コップ等)の購入事務。
	④消防団員の辞令交付に関する事 新入団員及び再任者に対する辞令交付事務	④消防団員の辞令交付に関する事 新入団員及び昇格者に対する辞令交付事務	④消防団員の辞令交付に関する事 新入団員及び再任者、昇格した幹部に対する辞令交付事務	津市と同じ	河芸町と同じ	津市と同じ
	⑤消防団の施設備品に関する事 消防団車庫の建設、備品等の購入事務及び維持管理。年1回各分団の備品検査を実施している。	⑤消防団の施設備品に関する事 消防団車庫の備品等の購入事務及び維持管理。年1回各分団の備品検査を実施している。  ・河川監視カメラシステム 赤川(須ヶ瀬町内:1基)の河川映像を電波無線を利用して提供 (第10分団詰所のモニターで監視)	⑤消防団の施設備品に関する事 消防団車庫の建設、備品等の購入事務及び維持管理	⑤消防団の施設備品に関する事 消防団車庫の建設、備品等の購入事務。なお、消防団車庫の管理は各分団が行っている。	⑤消防団の施設備品に関する事 消防団車庫の建設、備品等の購入事務及び維持管理	⑤消防団の施設備品に関する事 消防団車庫の建設、備品等の購入事務及び維持管理等
	⑥消防団の会議に関する事 消防団幹部28名による消防団幹部会議をおおむね2ヶ月に1度実施している。	⑥消防団の会議に関する事 消防団幹部18名による消防団幹部会議をおおむね1ヶ月に1度実施している。	⑥消防団の会議に関する事 消防団幹部31名による消防団幹部会議をおおむね2ヶ月に1度実施している。	⑥消防団の会議に関する事 消防団幹部7名による消防団幹部会議を4月、7月、8月、12月の大きな訓練前に行っている。	⑥消防団の会議に関する事 消防団幹部11名による消防団幹部会議をおおむね2ヶ月に1度実施している。	⑥消防団の会議に関する事 消防団幹部16名による消防団幹部会議をおおむね6・8・2・3月に実施している。
	⑦消防団の庶務に関する事 上記以外の庶務に関する事務を実施している。	同左	同左	同左	同左	同左

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	136. 現行のまま新市に引き継ぐ。 137. 新市に移行後も、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。(合併後3年程度)
-------	------------------------------------------------------------------

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
同左	同左	同左	同左	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防職団員の消防学校等入校計画を作成し、計画的に教育訓練を行う。</li> </ul>
同左	同左	同左	同左	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団の服制については、合併後3年を目途に統一した服制に更新する。</li> <li>・消防団の消耗品については、合併時から統一して支給するが、現有の物はそのまま現行のまま継続する。</li> <li>・消防団員の辞令交付方法については、津市の例による。分団長以上は本部で行い、それ以外の者は各旧市町村の消防団単位で行う。</li> <li>・消防団の会議の方法・構成員等については、合併後に消防団で決定する。</li> </ul>
②消防団員の被服に関すること 作業服(夏・冬)、帽子、編上靴、雨ガッパ、ベルト等貸与している。幹部(分団長以上)については、制服、制帽も併せて貸与している。	②消防団員の被服に関すること 作業服(夏・冬)、アポロキャップ、編上靴、ベルト、長靴を貸与。本部(正副団長・分団長)については、制服、制帽も併せて貸与している。	②消防団員の被服に関すること 作業服、制服、盛夏服、帽子、アポロキャップ、安全靴、ベルト等を団員全員に貸与している。	②消防団員の被服に関すること 作業服、帽子、編上靴、長靴、ハッピ、Tシャツ、雨ガッパ、ベルト、ネクタイ等貸与している。幹部については、制服、制帽も併せて貸与している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団の視察研修については、合併後に消防団で決定する。</li> </ul>
③消防団の消耗品に関すること 消防団使用の消耗品(乾電池、訓練用軍手、紙コップ等)の購入事務	③消防団の消耗品に関すること 消耗品の購入	③消防団の消耗品に関すること 消防団使用の消耗品の購入事務	③消防団の消耗品に関すること 消防団使用の消耗品(乾電池、訓練用軍手、紙コップ等)の購入事務	
同左	同左	久居市と同じ	津市と同じ	
⑤消防団の施設備品に関すること 消防団車庫の建設、備品等の購入事務及び維持管理。年1回各分団の備品検査を実施している。	⑤消防団所・施設備品に関すること (H13年度1誌所立替)	⑤消防団の施設備品に関すること 消防団車庫の備品等の購入事務及び維持管理。各分団で月2回の備品点検を実施している。	⑤消防団の施設備品に関すること 消防団詰所兼格納庫の建設、備品等の購入事務及び維持管理	
⑥消防団の会議に関すること 消防団幹部28名による消防団幹部会議をおおむね2ヶ月に1度実施している。	⑥消防団の会議に関すること (本部会議・正副団長、分団長・7名・年2回)(幹部会議・正副分団長、正副分団長・25名・年2回)	⑥消防団の会議に関すること 消防団幹部7名と広域白山消防署長による消防団幹部会議を1ヶ月に1回実施している。	⑥消防団の会議に関すること 消防団幹部10名による消防団幹部会議をおおむね2ヶ月に1度実施している。	
同左	同左	同左	同左	

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	消防部会
関係項目		分科会	消防総務分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
138 一般住宅の防火診断業務に関する事	年間の防火診断実施計画により毎月所轄別に防火診断を実施している。 消防団については、春期火災予防運動中に1回実施している。	各分団にて所轄別に一般家庭の防火診断・指導を実施している。 消防団の独居老人の防火診断 全国秋季火災予防運動期間中に、消防署とともに女性消防団員による独居老人の防火診断を実施している。	—	—	全国秋季火災予防運動期間中に、地区を指定して消防団員による一般家庭の防火診断を実施している。	—
139 火災予防運動の実施に関する事	ポスターの掲示、消防訓練の実施、パレード等の事業を行い火災の予防事業を行う。また、市政たより等広報誌を活用して、広報を図る。 火災予防運動ポスター(春・秋) 142円×1,400枚×1.05＝ 208,740円	出初式及び消防団訓練後等に各分団の管轄内をパレード等の事業を行い火災の予防事業を行う。また、広報誌を活用して、広報を図る。	ポスターの掲示、消防訓練の実施、パレード等の事業を行い火災の予防事業を行う。また、町広報紙を活用して、広報を図る。	町内一円をパレードし、火災予防意識の高揚を図る 町広報紙に記事を掲載している。	ポスターの掲示、消防訓練の実施、パレード等の事業を行い火災の予防事業を行う。また、村広報等を活用して、広報を図る。	ポスターの掲示、消防訓練の実施、パレード等の事業を行い火災の予防事業を行う。また、町広報誌を活用して、広報を図る。
140 消火活動業務に関する事	火災管轄区域、消防隊の編成、出動区分、現場指揮本部設置、現場指揮者の任務、部隊の補充、火災警戒区域の設定、消防隊の活動、水利の統制、飛び火警戒、現場引揚げ、応援協定に伴う応援出動等の業務を実施している。	火災管轄区域、消防団の編成、出動区分、現場指揮本部設置、現場指揮者の任務、団員の補充、消防団の活動、水利の統制、飛び火警戒、現場引揚げ、応援出動等の業務を実施している。	町内で火災が発生した場合、出動できる団員は、すべて出動する。 現場での指揮等は、団長がとるものとし、団長不在の場合は副団長が実施する。	火災管轄区域、消防隊の編成、出動区分、任務について規定している。	村内で火災が発生した場合、出動できる団員は、すべて出動する。現場での指揮等は、団長がとるものとし、団長不在の場合は副団長が実施する。 火災管轄区域、任務について規定している。	河芸町と同じ
141 たき火及び煙火打ち上げに係る災害現場の巡視、警戒に関する事	たき火の現場、煙火打ち上げ現場及び火災現場等へ出向して巡視、警戒を実施している。	祭りなどの際、現場に出向し、警戒する。 地区の体育祭、盆踊りの時にも同じように警戒を行う。	たき火の現場、煙火打ち上げ現場及び火災現場等へ出向して巡視、警戒を実施している。ただし、それ以外の地区行事には消防団としては参加していない。	祭りなどの際、現場に出向し、警戒する。 地区の体育祭、盆踊りの時にも同じように警戒を行う。	たき火の現場、煙火打ち上げ現場及び火災現場等へ出向して巡視、警戒を実施している。	町花火大会における警戒巡視を行っている。 また、適宜煙火打ち上げ現場へ出向して巡視を行っている。

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	138. 津市の例により調整する。(合併と同時) 139. 現行のまま新市に引き継ぐ。 140. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 141. 現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	-------------------------------------------------------------------------------------------------

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
春季・秋季火災予防運動期間中に女性消防団員により町内の独居老人宅を訪問している。	—	春季・秋季火災予防運動期間中に白山町消防団(各分団ごと)により各地区の住宅を訪問し、防火診断を実施している。	春季・秋季火災予防運動期間中に美杉村消防団女性消防団員と美杉消防署員により各地区の一人暮らしの高齢者宅を訪問し、防火診断を実施している。 年末においては、各地区において消防団員が、各家庭を訪問し、かまど検査を実施している。	・消防団の防火診断・独り暮らしの老人宅の防火診断についてはそれぞれの経過もあるため現行どおりとする。
ポスターの掲示、消防訓練の実施、パレード等の事業を行い火災の予防事業を行う。また、町広報誌を活用して、広報を図る。	秋季火災予防運動時に一志消防署、町内駐在所と高岡幼稚園と協力して園児のパレードを実施している。	ポスターの掲示、パレード等の事業を行い火災の予防事業を行う。また、ケーブルテレビ及び広報誌を使って広報する。	春季・秋季火災予防運動期間中、サイレンの吹鳴、広報へ掲載、啓発のぼり設置、CATV放送、パレード等の事業を行い火災の予防事業を行う。	・火災予防運動の実施については、各地域の特性を生かして、それぞれの地域において現行のまま移行する。  ・消防団のパレードについては、合併後消防団の会議においてその内容等を検討する。
町内で火災が発生した場合、出動できる団員は、すべて出動する。 現場での指揮等は、団長がとるものとし、団長不在の場合は副団長が実施する。	消防団長の指揮のもとに行動しなければならない。	火災管轄区域、消防団の編成、出動区分、現場指揮本部設置、現場指揮者の任務、団員の補充、消防団の活動、水利の統制、飛び火警戒、現場引揚げ、応援出動等の業務を実施している。	同 左	・火災出動規程を作成し、消防署・消防団ともに火災出動区域・火災出動区分を定める。
たき火の現場、煙火打ち上げ現場及び火災現場等へ出向して巡視、警戒を実施している。	盆おどり(町・地元主催)にて巡視、警戒を実施している。	たき火の現場、煙火打ち上げ現場及び火災現場等へ出向して巡視、警戒を実施している。 (盆踊り、祭り等のイベント)	各地区において開催される盆おどり、祭り等へ出向して巡視、警戒を実施している。	・各市町村の恒例的行事(例えば、盆踊り・町民運動会等)への参加は、原則的に現在のまま移行する。  ・公務災害補償との関係を考慮する必要がある。

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目						専門部会	消防部会
関係項目						分科会	消防総務分科会
区 分	構 成 市 町 村 の 現 況						
	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町	
142 火災・災害時の対応に関する事	<p>①津市消防団火災出動規程 火災による被害を最小限に止めるため、津市消防団の組織等に関する規則第12条他の規定に基づき、常備消防部隊との円滑な連携と消防団部隊の効率的な活動に関し、必要な事項を定めている。 消防団部隊の出動区分は、津市消防火災出動規程に運動しており、当該部隊編成、現場指揮者、本部団員火災連絡も定めている。</p> <p>②特別警戒・巡視に関する事 災害の発生を未然に防止するため、津市花火大会、年末消防特別警戒、行啓等における特別警戒及び巡視計画の企画立案</p> <p>③職員の招集訓練に関する事 津市消防本部の管轄区域内において、緊急に消防力の増強を必要とする災害等の発生に際し勤務時間外の職員を迅速に招集するために、招集区分、災害対象、参集心得等を定め、招集訓練計画の企画立案</p> <p>④地震災害対策に関する事 大規模地震対策特別措置法に基づき、耐震型防火水槽の計画的な設置と併せて、市民消防隊組織(10隊)の編成又、阪神・淡路大震災以降、自治会連合会単位での自主防災組織の育成に伴い、訓練指導計画及び連絡調整</p> <p>⑤災害時における速報に関する事 大規模、特異火災等の災害発生時に、消防組織法第22条の規定に基づく総務省消防庁への災害速報について必要な事項を定めている。</p> <p>⑥水火灾・その他災害の防ぎよに関する事 水火灾をはじめ、あらゆる災害に対処出来るよう、各種規程、要綱の整理、資機材の配置計画、訓練計画等の企画立案</p>	<p>①久居市消防団の定員・任免・給与・職務等に関する条例 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても水火灾その他の災害の発生を知ったときには、あらかじめ指定するところに従い直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。</p> <p>②特別警戒・巡視に関する事 年末夜警・特別警戒・巡視計画等の企画立案</p> <p>③職員の招集訓練に関する事 緊急に消防力の増強を必要とする災害等の発生に際し、勤務時間外の職員を迅速に招集するために、招集区分、災害対象、参集心得等を定め、招集訓練計画の企画立案</p> <p>④大規模地震対策特別措置法に基づき、耐震型防火水槽の計画的な設置と併せて、阪神・淡路大震災以降、自治会単位での自主防災組織の育成に伴い、訓練指導計画及び連絡調整</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p>	<p>①河芸町消防団条例 団員は、団長の招集によって出動し、職務しなければならない。招集を受けない場合であっても、水火灾その他の災害の発生を知ったときは予め団長の定めるところに従い、直ちに出勤し、職務しなければならない。</p> <p>②特別警戒・巡視に関する事 災害の発生を未然に防止するため、防火防犯パレード、年末特別警戒、行啓等における特別警戒及び巡視計画の企画立案</p> <p>同 左</p>	<p>①芸濃町消防団規則により、出動区域は町内一円となっている。 町内は5つの分団に分かれており、慣例によってそれぞれの担当の地区が決められているが、家屋火災の場合は、全ての分団が出動する。</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>同 左</p>	<p>①美里村火災出動規程に関する事 火災時における消防団の円滑な運用を図るため、火災区域、消防団の編成基準等を定めている。消防団の出動区分は、村内全域とし、消防団長の指示に従わなければならない。他、現場指揮本部の設置、水利の統制、応援出動等について定めている。</p> <p>②特別警戒・巡視に関する事 災害の発生を未然に防止するため、美里村夏まつり花火警戒、年末消防特別警戒、団本部による毎週日曜日の村内巡視警戒等における特別警戒及び巡視計画の企画立案</p> <p>③職員の招集訓練に関する事 美里村内において、緊急に消防力の増強を必要とする災害等の発生に際し、勤務時間外の職員を迅速に招集するために、招集区分、災害対象、参集心得等を定め、招集訓練計画の企画立案</p> <p>同 左</p> <p>津市に同じ</p>	<p>①安濃町消防団規則 火災時における消防部隊の円滑な運用を図るため基準等を定めている 安濃町消防団の出動区域は、町内一円とする。(但し、出動の際は管轄区域内であると認められたにもかかわらず区域外であった場合はこの限りではない。) 火災時における指揮系統等</p> <p>②特別警戒・巡視に関する事 災害の発生を未然に防止するため、安濃町盆踊り・花火大会、年末消防特別警戒等における特別警戒及び巡視計画の企画立案</p> <p>③職員の招集訓練に関する事。</p> <p>同 左</p>	



## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容		142. 新たに制度を制定する。(合併と同時)			
構成市町村の現況					調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村		
<p>①香良洲町火災出動規程に関する事 火災時における消防団の円滑な運用を図るため、火災区域、消防団の編成基準等を定めている。消防団の出動区分は、町内全域とし、消防団長の指示に従わなければならない。他、現場指揮本部の設置、水利の統制、応援出動等について定めている。</p>	<p>①一志町消防団規則 火災時における消防団の円滑な運用を図るため基準等を定めている 一志町消防団の出動区域は、町内一円とする。(但し、出動の際は管轄区域内であると認められたにも拘らず区域外であった場合はこの限りではない。)火災出動規程など根拠法令はなし。</p>	<p>①白山町消防団条例・白山町消防団規則に基づく。 火災時における消防団の円滑な運用を図るため、火災区域、消防団の編成基準等を定めている。消防団の出動区分は、町内全域とし、消防団長の指示に従わなければならない。他、現場指揮本部の設置、水利の統制、応援出動等について定めている。</p>	<p>①美杉村消防団条例・規則に基づく火災出動に関する事 団員は、団長の召集によって出動し、召集を受けない場合であっても水・火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、服務に就かなければならない。 消防団別の火災管轄区域は、所管地域であり、申し合わせに定める応援出動(待機)をとれる体制をとり、団長の命令により出動させる。又、風水害等の出動については、美杉村地域防災計画に基づき出動する。</p>	<p>・地域防災計画については、市民生活部会の例による。 ・各現行条例を参考にし、調整を行い、新市の消防団条例等を制定する。</p>	
<p>②特別警戒・巡視に関する事 災害の発生を未然に防止するため、年末消防特別警戒、行啓等における特別警戒及び巡視計画の企画立案</p>	<p>—</p>	<p>②特別警戒・巡視に関する事 災害の発生を未然に防止するため、地区夏まつり花火警戒、防火パレード、年末夏まつり、行啓等における特別警戒及び巡視計画の企画立案</p>	<p>②特別警戒・巡視に関する事 災害の発生を未然に防止するため、みずぎ夏まつり・納涼花火大会、年末警戒、行啓等における特別警戒及び巡視を行う。</p>		
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>③職員の招集訓練に関する事 緊急に消防力の増強を必要とする災害等の発生に際し、勤務時間外の職員を迅速に招集するために、招集区分、災害対象、参集心得等を定め、招集訓練計画の企画立案</p>	<p>③消防団員の招集訓練に関する事 管轄区域内において、緊急に消防力の増強を必要とする災害等の発生に際し、団員を迅速に招集するために、招集区分、災害対象、参集心得等を定め、招集訓練を行う。</p>		
<p>④地震災害対策に関する事 大規模地震対策特別措置法に基き、耐震型防火水槽の計画的な設置と併せて、阪神・淡路大震災以降、自治会連合会単位での自主防災組織の育成に伴い、訓練指導計画及び連絡調整</p>	<p>—</p>	<p>④地震災害対策に関する事 大規模地震対策特別措置法に基き、耐震型防火水槽の計画的な設置と併せて、阪神・淡路大震災以降、自治会単位での自主防災組織の育成に伴い、訓練指導計画及び連絡調整。</p>	<p>④地震災害対策に関する事 大規模地震対策に備え、美杉村総合防災訓練等に参加し、救急救護訓練、消火訓練等を行い自主防災組織との連携を図る。</p>		
<p>同左</p>	<p>同左</p>	<p>同左</p>	<p>同左</p>		
<p>⑥水・火災・その他災害の防ぎよに関する事 水・火災をはじめ、あらゆる災害に対処出来るよう、各種規程、要綱の整理、資機材の配置計画、訓練計画等の企画立案</p>	<p>—</p>	<p>⑥水・火災・その他災害の防ぎよに関する事 水・火災をはじめ、あらゆる災害に対処出来るよう、各種規程、要綱の整理、資機材の配置計画、訓練計画等の企画立案</p>	<p>⑥水・火災・その他災害の防ぎよに関する事 水・火災をはじめ、あらゆる災害に対処出来るよう、資機材の点検、訓練等実施する。</p>		

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	消防部会
関係項目		分科会	消防総務分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
143 消火栓に関する こと	①消火栓の新設・修繕に関する こと 消火栓の設置については、水利の充足率の低い地域、自治会からの設置要望等に基づいて、水道局と協定を結んで年間10～15基程度設置している。 修繕については、その都度水道局へ修繕依頼している。	①消火栓の新設・修繕に関する こと 消火栓の設置については、水道線を設置する際、また自治会からの設置要望等に基づいて、水道課へ設置依頼している。年間15基程度設置している。 修繕については、その都度水道課へ修繕依頼している。	①消火栓の新設・修繕に関する こと 消火栓の設置については、水利の充足率の低い地域、自治会からの設置要望等に基づいて、水道課と協議し、設置している。 修繕については、その都度水道課へ修繕依頼している。	①消火栓の新設・修繕に関する こと 消火栓の設置については、水利の充足率の低い地域、自治会からの設置要望、新しい住宅地の造成等に基づいて、水道課と協定を結んで設置している。 修繕については、その都度水道課へ修繕依頼している。	①消火栓の新設・修繕に関する こと 消火栓の設置については、水利の充足率の低い地域、自治会からの設置要望等に基づいて、水道課と協議し設置している。 修繕については、その都度水道課へ修繕依頼している。	①消火栓の新設・修繕に関する こと 消火栓の設置については、水利の充足率の低い地域、自治会からの設置要望等に基づいて、随時設置している。 修繕については、その都度水道課へ修繕依頼している。
	②消火栓の標識、路面表示に関する こと。 消火栓付近への違法駐車を一掃するために、消火栓標識を設置していたが、美観上標識設置から黄色溶融ラインによる路面表示に移行したが。	②消火栓の標識、路面表示に関する こと。 消火栓標識の設置、黄色ラインによる路面表示	②消火栓の標識、路面表示に関する こと。 消火栓付近への違法駐車を一掃するために、消火栓標識を設置していたが、美観上標識設置から黄色溶融ラインによる路面表示に移行している。	②消火栓の標識、路面表示に関する こと。 消火栓付近に消火栓標識を設置している、美観、維持管理上標識から黄色溶融ラインによる路面表示に移行したいと考えている。 現在、水道工事や道路工事实施時にラインを引いている。	②消火栓の標識、路面表示に関する こと。 黄色溶融ラインによる路面表示	②消火栓の標識、路面表示に関する こと。 消火栓付近への違法駐車を一掃するために、消火栓標識を設置しているが、償却期間(老朽化)等の理由により、標識板から黄色溶融ラインによる路面表示に移行する方法等、適材適所に実施している。
144 消火栓使用負担金 等に関すること	火災時に消火栓から使用する消火用水、年間1,000tとして1tあたり370円を乗じた額に消費税を加算して水道局へ負担金として納入している。	火災・訓練時に消火栓から使用する消火用水1tあたり300円を乗じた額に消費税を加算して水道課へ水道料として納入している。	—	—	—	
145 消火栓設置工事負担金に関する こと	市内消火栓設置工事を水道局へ依頼し、既設管及び新設管へ年間12基から14基設置し、消防水利の充足を図っている。 設置場所等については、市内消火栓取り付け工事に関する協定を締結している。 平成14年度 12基 5,678千円	市内消火栓設置工事を水道課へ依頼し、消防水利の充足を図っている。 平成14年度 10基 10,000千円	町内消火栓設置工事を水道課へ依頼し、消防水利の充足を図っている。 設置場所等については、自治会の要望を参考に、水道課と協議し、設置をしている。 平成14年度 3基 0円(消防費)	水道課で対応している。 平成14年度 設置なし	村水道課において実施 平成14年度 設置なし	水利の充足をたかめるため、地元要望を基に適宜設置工事を水道課へ依頼している。 平成14年度 7基 0円(消防費)

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	143. 新市に移行後も、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。(合併後3年程度) 144. 津市の例により調整する。(合併と同時) 145. 津市の例により調整する。(合併と同時)
-------	----------------------------------------------------------------------------------------------------

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
①消火栓の新設・修繕に関する こと 消火栓の設置については、水利の充足率の低い地域、自治会からの設置要望等に基づいて、設置している。 修繕については、その都度修繕している。	①消火栓の新設・修繕に関する こと 消火栓の設置については、水利の充足率の低い地域、自治会からの設置要望等に基づいて、水道課と協定を結んで必要に応じて設置している。 修繕については、その都度水道課へ修繕依頼している。 (水道課へ委託料)	①消火栓の新設・修繕に関する こと 消火栓の設置については、自治会等からの設置要望等に基づき、設置する。 修繕については、その都度上下水道課で対応している。	①消火栓の新設・修繕に関する こと 消火栓の設置については、現在施行されている簡易水道に接続し、設置している。 修繕については、各地区の要望書に基づいて、修繕している。	・消防水利設置計画を作成し計画的に実施していく。 ・消防水利の修繕の事務方法については、現行のとおり移行する。 ・消防水利調査要綱を定め水利及び標識等の維持管理に努める。
②消火栓の標識、路面表示に関する こと。 消火栓付近への違法駐車を一掃するために、黄色溶融ラインによる路面表示実施	②消火栓の標識に関する こと 消火栓付近への違法駐車を一掃するために、消火栓標識を設置している。	②消火栓の標識、路面表示に関する こと 消火栓付近への違法駐車を一掃するために、消火栓標識を設置している。	②消火栓の標識に関する こと 消火栓付近への違法駐車を一掃するために、消火栓標識を設置している。	
—	年間150,000円を水道課に負担金として支払っている。	—	—	・津市の基準により調整する。
消火栓設置工事を施工し、消防水利の充足を図っている。 産業建設課が実施している。 平成14年度 設置なし	地元要望、水利の充足率を鑑み必要に応じて、水道課に負担金として依頼 平成14年度 1基 309千円(消防費)	町上下水道課(上水道担当)において実施 平成14年度 設置なし	村環境課において実施 平成14年度 31基 0円(消防費)	・消防水利設置計画を作成し、それに基づき設置する。 ・工事負担金については津市の例(新設管工事約30万円・既設管設置工事約80万円)による。

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	消防部会
関係項目		分科会	消防総務分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
146 水利関連事務に関すること	①消防水利台帳の管理に関する こと 津市及び消防事務受託町村の行政地区別に消火栓、防火水槽、その他の水利に分けて地区別、水利番号、設置町名、設置場所、その他の項目について台帳及びコンピュータ管理している。	①消防水利台帳の管理に関する こと 久居市の消火栓、防火水槽、その他の水利に分けて地区別、水利番号、設置場所、その他の項目について台帳管理している。	①消防水利台帳の管理に関する こと 河芸町の行政地区別に消火栓、防火水槽、その他の水利に分けて地区別、水利番号、設置名、設置場所、その他の項目について台帳で管理している。ただし、消防水利については水道課が消火栓の関係でコンピュータ管理をしている。	①消防水利台帳の管理に関する こと 消火栓、防火水槽の位置について、台帳管理している。 消火栓 消火栓維持管理、新設は水道課に委託している。	①消防水利台帳の管理に関する こと 村内の消火栓、防火水槽、その他の水利を地区別、水利番号、設置場所、その他の項目について台帳管理している。	①消防水利台帳の管理に関する こと 町内行政地区別に消火栓、防火水槽、その他の水利に分けて地区別、水利番号、設置町名、設置場所、その他の項目について台帳及びコンピュータ管理している。 なお安濃町においても、水利台帳(簿冊)にて、水利の管理をしている。津市に委託はしていない。
	②消防水利施設占用許可申請に関する こと 国有地、県有地、市有地及び民間地を借用して消防水利を設置する場合の占用許可申請及び貸借契約を行っている。	同左	②消防水利施設占用許可申請に関する こと 民間地を借用して消防水利を設置する場合、固定資産税の減免を行っている。	—	②消防水利施設の登記に関する こと 民間地・私有地に消防水利を設置するため、村有地への登記を行っている。	—
	③道路占用工事に 関すること 津市道路課の主催により、道路を占用する行政機関、インフラ機関等が年度始めに工事実施計画等の会議を持ち、工事の一元化及び占用について調整している。	③道路占用工事に 関すること 久居市水道課において、工事の一元化及び占用について調整している。	—	—	—	—
147 水利等の調査及び保全に関する こと	災害時において消防活動上、支障とならないよう消火栓、防火水槽、河川及びその他の水利、地形、道路、橋等を調査し保全を実施している。	同左	同左	同左	同左	同左

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	146. 津市の例により調整する。(合併と同時) 147. 現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	------------------------------------------------

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
①消防水利台帳の管理に関する こと 香良洲町の行政地区別に消 火栓、防火水槽、その他の水利 に分けて地区別、水利番号、設 置町名、設置場所、その他の項 目について台帳管理している。	①消防水利台帳の管理に関する こと 消火栓、防火水槽、その他の 水利に分けて地区別、水利番 号、設置町名、設置場所、その 他の項目について台帳管理して いる。	①消防水利台帳の管理に関する こと 消火栓、防火水槽、その他の 水利に分けて地区別、水利番 号、設置場所、その他の項目に ついて台帳管理している。	①消防水利台帳の管理に関する こと 美杉村の行政地区別に消火 栓、防火水槽、その他の水利に 分けて地区別、水利番号、設置 町名、設置場所、その他の項目 について台帳管理している。	・消防水利台帳を統一させる。……津市消防本部がコンピュータ管理しておりこれ に統一する。
②消防水利施設占用許可申請 に関する こと 国有地、県有地、町有地及び 民間地を借用して消防水利を設 置する場合の占用許可申請及び 賃借契約を行っている。	-	-	②消防水利施設占用許可申請 に関する こと 国有地、県有地、村有地及び 民間地を借用して消防水利を設 置する場合の占用許可申請及 び賃借契約を行っている。	
③道路占用工事に関する こと 香良洲町産業建設課の主催 により、道路を占用する行政機 関、インフラ機関等が年度始め に工事実施計画等の会議を持 ち、工事の一元化及び占用につ いて調整している。	-	-	-	
同左	同左	同左	同左	・水利調査に関する内部規程を新たに作成する。  ・基本的に津市の例による。

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	消防部会
関係項目		分科会	消防総務分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
148 防火水槽に関する こと	①防火水槽の新設・修繕に関する こと 防火水槽の設置については、住宅密集地で延焼拡大危険度の高い地域、水利の充足率の低い地域、自治会からの設置要望等に基づいて、年間60トン級耐震型防火水槽を1～2基程度設置している。 修繕については、その都度修繕している。	①防火水槽の新設・修繕に関する こと 防火水槽の設置については、住宅密集地で延焼拡大危険度の高い地域、水利の充足率の低い地域、自治会からの設置要望等に基づいて、年間40トン級耐震型防火水槽を1～2基程度設置している。 修繕については、その都度修繕している。	①防火水槽の新設・修繕に関する こと 防火水槽の設置については、住宅密集地で延焼拡大危険度の高い地域、水利の充足率の低い地域、自治会からの設置要望等に基づいて、設置している。 修繕については、その都度修繕している。	①防火水槽の新設・修繕に関する こと 水利の充足率、自治会からの設置要望等に基づいて、40t級の耐震性貯水槽を設置している。 修繕については、その都度修繕するが、今のところ実績はない。	①防火水槽の新設・修繕に関する こと 防火水槽の設置については、水利の充足率の低い地域、自治会からの設置要望等に基づいて、年間40トン級耐震型防火水槽を2基程度設置している。 修繕については、その都度修繕している。	①防火水槽の新設・修繕に関する こと 防火水槽の設置については、自治会からの設置要望等に基づいて、随時設置している。 修繕については、その都度修繕している。
	②防火水槽の標識、路面表示に関する こと 防火水槽付近への違法駐車を一掃するために、防火水槽標識を設置していたが、美観上標識設置から黄色溶融ラインによる路面表示に移行した。予算の関係で平成13年、14年度は未実施	②防火水槽の標識、路面表示に関する こと 防火水槽標識の設置・修繕、黄色ラインによる路面表示	②防火水槽の標識、路面表示に関する こと 防火水槽付近への違法駐車を一掃するために、防火水槽標識を設置している。	②防火水槽の標識、路面表示に関する こと 防火水槽付近への違法駐車を一掃するために、防火水槽標識を設置していたが、美観上標識設置から黄色溶融ラインによる路面表示に移行する予定である。	②防火水槽の標識、路面表示に関する こと 防火水槽付近への違法駐車を一掃するために、防火水槽標識を設置・黄色溶融ラインによる路面表示に移行した。	②防火水槽の標識、路面表示に関する こと 防火水槽付近への違法駐車を一掃するために、防火水槽標識を設置していたが、美観上標識設置から黄色溶融ラインによる路面表示に移行した。
	③防火水槽のフェンスに関する こと 旧タイプの無蓋防火水槽への転落事故を防止するため、防火水槽の周囲へフェンスを年間、1箇所設置している。	③防火水槽のフェンスに関する こと フェンス必要箇所については、ほぼ設置済み。	③防火水槽のフェンスに関する こと 旧タイプの無蓋防火水槽への転落事故を防止するため、防火水槽の周囲へフェンスを設置している。 ただし、上記事項については、自治会の事業に対して、町の補助事業対応としている。 補正予算で対応している。	—	③防火水槽のフェンスに関する こと 旧タイプの無蓋防火水槽への転落事故を防止するため、防火水槽の周囲へフェンス等を必要時に設置している。	—
149 高速自動車国道近畿自動車道関・伊勢線消防相互応援協定に関する こと	伊勢自動車道における災害の処理のため、相互に消防隊等を派遣する。 消防団は、災害の状況により管轄消防本部の担当区域及び隣接する担当区域に応援出動する。	同左	—	津市に同じ	—	津市に同じ
150 三重県内高速道路消防連絡協議会に関する こと	高速道路における消防及び救急業務の実施、火災予防対策及び日本道路公団その他関係機関との協議、連絡調整	同左	—	津市に同じ	—	津市に同じ



## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	消防部会			
関係項目		分科会	消防総務分科会			
区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
151 三重県内消防相互 応援協定に関する こと	大規模又は特殊な災害及び 事故により被害が発生した市町 村が、総力を結集しても対処出 来ない時に、協定している他の 市町村に応援要請を行い、相互 応援を行う。	同左	同左	同左	同左	同左
152 三重県防災ヘリコ プター応援協定に 関すること	三重県防災ヘリコプター応援協 定に関すること 災害の発生した市町村の要請 により、三重県防災ヘリコプター が出勤して救急搬送、人命救 助、林野火災等の空中消火を行 う。	同左	同左	同左	同左	同左
153 三重県防災ヘリコ プター応援要請に 関すること	三重県防災ヘリコプター応援要 請に関すること 災害が、隣接する市町村等に 拡大し、又は影響を与える恐れ のある場合、発生市町村等の消 防力によっては、防ぎよが著しく 困難と認められる場合、その他 救急搬送等、緊急性があり、かつ、 防災ヘリ以外に適切な手段 がない場合に防災ヘリを要請す る。	同左	同左	同左	同左	同左



## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	151. 新たに協定を締結する。(合併と同時) 152. 新たに協定を締結する。(合併と同時) 153. 現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	--------------------------------------------------------------------------

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
同左	同左	同左	同左	・現状どおり出動する方向で調整を行い、新市において新たに協定締結を行う。
同左	同左	同左	同左	・合併後、新市において新たに協定締結を行う。
同左	同左	同左	同左	

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	消防部会			
関係項目		分科会	消防総務分科会			
区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
154 久居地区広域消防組合に関する事	-	住民の生命・身体・財産を災害から守るため、久居地区広域消防組合と消防団が綿密に連携し、効果的な消防活動の実施のため連絡調整等を行っている。	-	-	-	-
155 久居地区広域消防組合分担金に関する事	-	平成13年度分担金 493,797千円 平成14年度分担金 538,876千円	-	-	-	-
156 県町村放送施設協会負担金に関する事	-	-	-	-	-	-
157 消防団車庫敷地借り上げ負担金に関する事	-	○分団詰所敷地借上料 ・10分団詰所 34,000円/年 ○防火水槽敷地借上料 ・戸木町地内 13,000円/年 ・稲葉町地内 3,000円/年	第3分団車庫用地借上料 30,000円/年	-	第3分団車庫敷地借上げ料 3,000円	-

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	154. 廃止の方向で調整する。 155. 廃止の方向で調整する。 156. 廃止の方向で調整する。 157. 現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	--------------------------------------------------------------------------------

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
—	久居市に同じ	同左	同左	・組合については解散することになるので、久居地区広域消防組合において、合併までに、組合解散の所定の事務手続きを行う。
—	組合議会に基づき分担金を納めている。 平成13年度分担金 252,531千円 平成14年度分担金 265,577千円	組合議会に基づき分担金を納めている。 平成13年度分担金 253,245千円 平成14年度分担金 266,618千円	組合議会に基づき分担金を納めている。 平成13年度分担金 255,039千円 平成14年度分担金 268,565千円	・組合については解散することになるので、久居地区広域消防組合において、合併までに、組合解散の所定の事務手続きを行う。
放送技術の向上のため職員を研修派遣するための負担金を支出している。  25千円	同左	同左	—	・新市になれば、加入している町村は退会することになるので、合併までに各町村で退会手続きを行なう。
—	第2分団第3小隊車庫敷地 借上負担金 13千円	—	—	

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目							専門部会	消防部会
関係項目							分科会	消防総務分科会
区分	構成市町村の現況							
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町		
158 消防施設整備事業補助金等に関する こと	毎年2基以上耐震性貯水槽を 国庫補助により設置している。	平成11～13年度(実績) 【防災まちづくり事業】 防火水槽 3基 (毎年1基) 財源内訳は起債・市一般財源 防火水槽の用地については各 自治会と協議  平成14～16年度(計画) 【防災基盤整備事業】 防火水槽 6基 (毎年2基)	—	—	平成11～13年度(実績) 【防災まちづくり事業】 防火水槽 6基 (毎年2基) 小型ポンプ積載車 2台を整備 財源内訳は県補助金(15%以 内)・起債(85%以内)・村一般財 源。 防火水槽の用地については各 自治会より提供。 平成14～16年度(計画) 【防災基盤整備事業】 防火水槽 6基 (毎年2基) 備蓄倉庫 4基 (村指定避難 所)の整備予定 ※備蓄倉庫については市民部 会・防災交通安全分科会にも記 載	—	—	近年、国補助、県補助の交付を 受けて事業は実施していない。
159 市町村補助金交付 事業に関すること	—	防火水槽・消火栓等の整備・補 修は市で行っている。	毎年、年末に各自治会から地 区要望があり、それを新年度予 算の中に反映している。具体的 には、補助事業として、事業の 内容により補助率にもとづき、補助 金を交付している。	—	—	—	—	予算額7,000千円 自治会が事業主体となり、消防 用施設・附帯備品及び防災資材 等への事業費に対し9/10の補 助を行う。
160 消防団幹部謝金に 関すること	—	—	—	—	—	—	—	—

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	158. 現行のまま新市に引き継ぐ。 159. 廃止の方向で調整する。 160. 廃止の方向で調整する。
-------	------------------------------------------------------------

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
—	—	近年、国補助、県補助ともに交付を受けていない。 防火水槽等については、起債対応している。	近年、国補助は受けていない。 平成13年度施工の防火水槽・小型動力ポンプ付積載車購入については、防災まちづくり事業(県補助・起債)で実施 今後は、起債事業にて実施予定	・各市町村の現行を参考に国・県の制度に基づき調整し、国・県の補助制度を有効に活用していく。 ・新市において、防火水槽等の整備計画を策定する。
—	防火水槽整備、改修強化事業に関して、工事額の5割以内の自治会への補助。 平成13年度実績 116千円(防火水槽フェンス設置1自治会) 平成14年度予算 300千円	—	—	・消防施設は新市において整備するため、廃止する方向で調整していく。
—	—	—	美杉村消防団幹部謝金に関すること 幹部については、昭和34年から発足している消防団において、住民の生命・財産を守るため、日夜努力をしているが、台風等の自然災害時には、地形的な問題により、早くから出動し、また、地区行事等の警備等のため消防団幹部宛に案内があり、年間の出動回数も多くなり、このことから幹部謝金として次のとおり支給している。 実施報告として内容を「美杉村消防団幹部謝金実施報告書」にて報告している。 ・支給単価 幹部一人当たり 100,000円 ・支給金額 幹部10名 × 100,000円 = 1,000,000円	・美杉村のみの制度であり、現在の社会情勢にはなじまないと思われるので、廃止の方向で調整する。

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	消防部会
関係項目		分科会	消防総務分科会

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況					
	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
161 消防相互応援協定 に関する事	-	①一志地区消防相互応援協定 久居市、香良洲町、一志町、白 山町、美杉村、嬉野町	-	-	-	-
	-		-	-	-	-
	-		-	-	-	-

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	161. 基本的に廃止の方向で調整する。
-------	----------------------

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
久居市と同じ	同左	同左	同左	・新市内部の区域については、消防団出動規程に規定する。嬉野町との応援は、合併までに廃止する方向で調整する。
—	—	②久居・奥一志・伊賀南部地区 内市町村消防相互応援協定 白山町、美杉村、名張市、青山 町、伊賀南部消防組合、久居地 区広域消防組合	同左	・新市長と現在の相手方と応援協定を締結する方向で調整する。
—	—	—	③御杖村・美杉村消防相互応援 協定	・新市長と現在の相手方と応援協定を締結する方向で調整する。